

令和七年
二月
青森県議会第三百二十一回定例会会議録
第四号

令和七年三月五日（水）議事日程 第四日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、一般質問（工藤悠平、田端深雪、伊吹信一、齊藤 爾各議員）

午前十時三十分開議

出席議員 四十八名

議長 長 丸 井 裕

副議長 寺 田 達 也

一番 丸 井 裕

三番 井 本 貴 之

五番 小笠原 大 佑

七番 大 澤 祥 宏

九番 大 平 陽 子

十一番 夏 坂 修

十三番 吉 田 ゆかり

十五番 成 田 陽 光

十七番 大 崎 光 明

十九番 和 田 寛 司

二十一番 菊 池 勲

二十三番 鶴賀谷 貴

二十五番 吉 俣 洋

二番 工 藤 貴 弘

四番 工 藤 悠 平

六番 夏 堀 嘉 一 郎

八番 北 向 由 樹

十番 齊 藤 孝 昭

十二番 後 藤 清 安

十四番 大 澤 敏 彦

十六番 福 士 直 治

十八番 木 明 和 人

二十番 小比類巻 正規

二十二番 高 畑 紀 子

二十四番 田 端 深 雪

二十六番 谷 川 政 人

二十七番	花 田 栄 介	二十八番	齊 藤 爾
二十九番	寺 田 達 也	三十番	蛭 沢 正 勝
三十一番	高 橋 修 一	三十二番	工 藤 慎 康
三十三番	夏 堀 浩 一	三十四番	櫛 引 ユキ子
三十五番	今 博	三十六番	川 村 悟
三十七番	安 藤 晴 美	三十八番	山 谷 清 文
三十九番	山 田 知	四十番	三 橋 一 三
四十一番	工 藤 兼 光	四十二番	森 内 之 保 留
四十三番	清 水 悦 郎	四十四番	阿 部 広 悦
四十五番	田 中 順 造	四十六番	田 名 部 定 男
四十七番	伊 吹 信 一	四十八番	鹿 内 博

出席事務局職員

局 長	田 中 道 郎	次 長	石 岡 勇 一
議事課長	角 田 正 人	副 参 事	鳴 海 康
総括主幹	長 尾 美 貴 子	総括主幹専門員	中 野 弥 寿 喜
主 幹	荒 井 千 万 人	主 査	三 浦 絢 子
主 査	渡 邊 愛 実 子	主 査	中 畑 祥 将

地方自治法第百二十一条による出席者

知 事	宮 下 宗 一 郎
副 知 事	小 谷 知 也
副 知 事	奥 田 忠 雄
総 務 部 長	澤 純 市

財務部長	千葉雄文
総合政策部長	奈良浩明
こども家庭部長	若松伸一
交通・地域社会部長	舩木久義
環境エネルギー部長	坂本敏昭
健康医療福祉部長	守川義信
経済産業部長	三浦雅彦
観光交流推進部長	齋藤直樹
農林水産部長	成田澄人
県土整備部長	古市秀徳
危機管理局長	豊島信幸
国スポ・障スポ局長	出崎和夫
会計管理者	美濃谷邦康
病院事業管理者	大山力
教 育 長	風張知子
警察本部長	小野寺健一
監査委員	竹内均
	監査委員事務局長 松田大
	病院長 荒関浩巳
	理事(教育次長) 長内修吾
	警務部長 中村誠

○議長（丸井 裕） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 一般質問 継続

○議長（丸井 裕） 一般質問を継続いたします。

四番工藤悠平議員の登壇を許可いたします。――工藤議員。

○四番（工藤悠平） おはようございます。自由民主党の工藤悠平でございます。通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まずは若者の県内定着について、高校生の県内就職の促進についてか

ら伺います。

本県の若者の県外への転出超過率は、全国と比較してもマイナス度合いが大きくなっております。近年の高卒者は進学志向が高まりつつある中、県内の高等教育機関への進学は一定の人数で推移しつつあり、また、就職希望者の県内就職率は約六〇％であります。一方で、県外への転出では、就職、進学ともに東北地方が多く、首都圏より近県志向であることが表れております。

このことから、今後、近隣県の企業への就職が増えてくることも予想されます。近隣県へ転出するのであれば、本県にとどまり就職すること、家族や友人が近くにいる環境で働けるというメリットをよりアピールすべきと考えますが、その上で、県内での就職を今後増やしていくためには、高校在学中から県内企業の魅力を理解し、より身近に感じてもらふことが必要であります。

このようなことから、就職を希望する高校生のニーズに沿った魅力ある県内企業の情報提供やマッチングの増加が図られるべきと考え、二点質問いたします。

一点目として、高校生の近年の県内就職の状況について伺います。

二点目として、高校生の県内就職を促進するため、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、青森県立保健大学における卒業生の県内定着に向けた取組について伺います。

医療従事者の県内定着や人材確保は喫緊の課題であります。十一月定例会で可決された県立保健大学の中期目標の変更において、将来の看護人材の確保が懸念されていることから、入学者選抜方法の見直しを行うこと、また、卒業生の県内就職を県内の医療機関等と連携して促進していくことが示されておりました。これにより、県内の高校生の高等教育を受ける機会が拡大するとともに、県内出身者の卒業後の県内就職率の向上が期待されます。また、今後の県内医療の充実のためには、県内に

定着した看護人材のさらなる育成、キャリアアップも必要となります。

県立保健大学は、これまで、県内の様々な病院と連携協定を結び、学生が卒業後に複数の医療機関に勤務しながら地域の特色や課題を理解し、地域包括ケアを推進する看護職を育成するためのキャリアサポートプログラムを実施しております。昨年は八戸市立市民病院と包括的な連携協定を結び、クリティカルケア分野での認定看護師の養成を支援することとしています。クリティカルケア分野での認定看護師になる場合、現状では就職後に東京や大阪の養成機関に行く必要があることから、今後、県内に定着しながらもキャリアを形成できる事例として、大いに期待するところであります。

看護師をはじめとする医療従事者の育成と県内就職、さらには、キャリアアップと包括的にバックアップすることにより、将来の県内の医療体制の構築につながるものと考え、二点質問いたします。

一点目として、保健大学では、これまでどのように卒業生の県内定着に取り組んできたのか伺います。

二点目として、令和六年度の中期目標の一部変更を踏まえ、保健大学では今後どのように卒業生の県内定着に取り組んでいくのか伺います。次に、こども・子育て「青森モデル」における家庭と仕事の両立について、男性の育児休業の取得促進についてから伺います。

「青森モデル」においては、子供を産み育てることに希望を持ち、暮らせる環境とともに、若い世代や女性の県内定着と人材の還流を促し、人口減少の流れの中で、合計特殊出生率の向上と子供への投資で青森県の未来を切り開くという高い目標を掲げております。

若者や女性の定着・還流、家庭と仕事の両立、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て環境の五つを柱として、政策を進めていくこととしております。高い目標を実現していくためには、この政策の実行とともに、社会の変革が伴うことも必須であります。つまり、県だけではなく、国、市町村、企業、団体等が連携し、一体となつて取り組んでいく必要があ

ります。特に家庭と仕事の両立、子育て環境においては、地域や職場の理解が必須であり、これまでの固定概念を打破しながら、政策の推進とともに、意識醸成が図られなくてはなりません。中でも男性の育児休業の取得は、その代表例であると言えます。

厚生労働省の調査によると、昨年度の男性の育休取得率は三〇・一％であり、初めての三割超えを果たしました。前年の一七・一三％から大きく飛躍したことになりますが、これは令和四年に行った育児・介護休業法の改正により、新たに産後パ育休制度を創設した効果であると思われます。しかしながら、引き続き、円滑に育休の取りやすい環境整備が必要であります。また、男性の育児への参画は、子供・子育てのみならず、女性の活躍推進にとつても大いに関連することから、今後、より取組を加速させていく必要があると考えます。

そこで、一点質問いたします。

男性の育児休業取得の促進に向けて、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、病児保育の推進について伺います。

病児保育は、コロナ禍においても、共働きの御家庭でお子さんが感染した場合に大きな課題となりました。一つでも多くの施設において実施されることが理想ではありますが、看護師配置による人件費や効率性、利益性が低いために経営として難しい、また、民間企業が参入しづらいなどの課題があると言われております。「青森モデル」による子供・子育ての環境整備への期待値が高まる中、県内においても、そのニーズがより増してくるものと考えます。

そこで、一点質問いたします。

「青森モデル」を進めていく上で病児保育の推進は重要であると考えますが、本県における現状と今後の県の取組について伺います。

次に、子育て世代の雇用創出に向けた企業誘致の推進について伺います。

先般、県が毎年発行し、主に就職希望の高校生や大学生を中心に配布している青森県ＩＴ・コンタクトセンター関連企業ガイドブックの本年度版を読む機会がありました。県内のＩＴ・コンタクトセンター関連企業で働いている方々が、それぞれの働き方や社内風土、オフィス空間などを紹介しているもので、開放的で自由度の高い環境の中、県内にいながら全国の顧客を対象に、情報サービス、技術サービスなどの業務を担っている皆さんの働きがいやバイタリティーが伝わってくるものでありました。

八戸市にはＩＴ・テレマーケティング関連産業の誘致企業が多く、十七の誘致企業が八戸ＩＴ・テレマーケティング未来創造協議会を設立し、地域人材の育成、子供たちへのインターネットセーフティーに関する出前講座など、地域貢献活動も行っております。

このように、魅力ある産業分野は若者に一定の人気があることのみならず、リモートワークなど、その勤務形態の多様性から子育て世代にも一定のニーズがあるものとして理解しております。子育ての合間を縫っての働き方からキャリアを構築できる人材として成長できるなど、ライフステージに応じた働き方ができることから、今後、全県的な関連産業の誘致を推進していくべきと考えます。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、柔軟な働き方ができるＩＴ・コンタクトセンター関連産業の過去五年間の企業誘致実績について伺います。

二点目として、ＩＴ・コンタクトセンター関連産業の企業誘致に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、青森県立高等学校教育改革推進計画第二期実施計画におけるＩＣＴを活用した教育活動の状況について伺います。

国のＧＩＧＡスクール構想を踏まえ、児童生徒の一人一台の情報端末の導入により、ＩＣＴを活用した教育環境が整い、今後はさらなる利用促進により、児童生徒一人一人のニーズに沿った教育体制が望まれると

ころです。例えばＳＴＥＡＭ教育のように教科をまたいで横断的に、より実社会と連なるような分野に、自ら探究し、課題解決できるような力を身につける機会が生まれることを望んでおります。

そのような中、青森県立高等学校教育改革推進計画第二期実施計画では、ＩＣＴの活用による教育活動の充実が掲げられており、その進捗が期待されているところであります。

一方、国においては、平成二十七年四月から高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業が正規の授業として制度化され、受信側に配信される教科の免許状を持った教員がいなくても遠隔授業を行うことが可能となりました。学校の規模にとらわれず、生徒の多様な科目選択を可能とすることにより生徒の学習機会の充実を図り、ひいては進学のための受験や、より専門性のある分野の知識の習得による専門分野への進路志望に応じた指導につながることを期待されます。また、将来的には、病気療養中、あるいは不登校の生徒を対象とした遠隔授業につながることも期待されるところであります。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、ＩＣＴを活用した教育活動の充実に向けた県教育委員会の考え方について伺います。

二点目として、遠隔授業の検討状況について伺います。

次に、生活習慣病の予防について伺います。

二〇二〇年の厚生労働省の統計によりますと、国内で継続的に生活習慣病の治療を受けている患者数は、糖尿病約五百七十九万人、高血圧性疾患約千五百一十一万人、脂質異常症約四百一万人とされております。しかし、これらの疾患における治療目標達成率は十分ではないと言われております。

特に高血圧の患者においては、治療目標が達成されている患者は全体の三〇％未満とされております。その要因の一つとして、患者側の理由には、健康情報や医療情報を適切に利用し、活用する力であるヘルスリ

テラシーが不足していることもあるのではないかと思われております。

私は以前、ヘルスリテラシーの向上について質問させていただきましたが、そのヘルスリテラシーを向上させ、治療目標が達成できるまでしっかりと治療を受けることが必要だと考えます。

また、さきの十一月議会で工藤貴弘議員が、情性によって治療が必要な時期に必要な治療がなされないというクリニカルイナーシャに関して質問されましたが、その御答弁において、医療提供者側と治療を受ける側の両方に原因があり、適切な時期に治療が行われない状況があるということでありました。

県民の健康寿命を延ばすためには、ヘルスリテラシーの向上とともに、医療提供者側と治療を受ける側の両方へのクリニカルイナーシャへの適切な対策が必要なことであると考えます。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、生活習慣病につながる高血圧症について、県民の治療の現状を伺います。

二点目として、生活習慣病を予防するためには、いわゆるクリニカルイナーシャへの対策が必要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、農林水産業の経営安定について、小型イカ釣り漁業の経営安定に向けた取組についてから伺います。

かつてイカは、日本で消費されている生鮮魚介類の中でも安価で栄養豊富であり、重要なたんぱく源としてトップの消費量を誇っておりましたが、近年ではその座をサケやマグロに取って代わられている状況であります。

しかしながら、イカは依然として我が国において非常に重要な水産物であることに変わりはなく、水揚げが減少する中においても、その需要の多さから、もはや高級魚にも匹敵すると言っても過言ではない値段で取引されているところもあります。

近年、青森県におけるイカ類、中でもスルメイカについて、イカ釣り船での水揚げが減少傾向にあるとの報道が散見されます。この不漁の原因については、地球温暖化による海水温の上昇や海流の変化、外国漁船による乱獲など、資源量の減少に結びつく複数の要因が指摘されているところであります。

そのようなイカ釣り漁業を取り巻く現在の状況としては、燃油や資材の高騰、漁船の老朽化、漁業者の高齢化や後継者・担い手不足など、厳しい状況に直面しており、漁業を継続していくことが困難になりつつあります。

これまで持続可能な漁業の一環として、官民を挙げたイカの資源量回復に向けて数々の取組を継続されていることと思いますが、それが資源回復に結びついた後に、その漁業を行う方々が既に廃業されてしまっているのは、食卓にイカを届けることが難しくなっています。特に個人や零細企業の経営体が多い小型イカ釣り船の漁業者については、企業体力の少なさから、水揚げの低迷が続くと経営体を維持することが困難となり、それが漁業の継続を断念することに結びついてしまうことが想像できます。イカ釣り漁業者の経営不安定さは、漁業者のみならず、流通・加工事業者など、幅広い関連産業にとっても大きな影響を受けるものであり、漁業者への継続した支援が必要であると考えます。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、本県における近年のスルメイカの漁獲状況について伺います。

二点目として、小型イカ釣り漁業の経営安定に向けて、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、肉用牛繁殖農家の経営安定に向けた取組について伺います。

近年の和牛を取り巻く環境は全国的に厳しく、物価高の影響により、消費者意識は高価格の牛肉から、より安価な豚肉や鶏肉に向かっており、消費量の低下傾向が見られます。私の地元八戸市においても、若手

肉用牛農家が意欲的に販路拡大、地域ブランドの創出に取り組んでいるところがありますが、配合飼料をはじめとした生産資材等の高止まりや、子牛価格の低迷、生産コストの上昇により、厳しい経営を強いられているとの声が寄せられております。

特に子牛を生産している繁殖農家が多い本県では、生産コストが上昇する一方で、子牛の取引価格が低迷することで生産費割れが発生することも考えられ、繁殖農家の経営悪化が懸念されております。繁殖農家の廃業や縮小が加速すれば、肥育農家をはじめとする関連産業にも大きく影響します。このため、将来にわたり安定的に経営を継続していけるよう、繁殖農家の経営状況を的確に把握し、本県の子牛の評価を高め、高価格で販売できるような取組が必要であると考えます。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、繁殖農家の経営状況について伺います。

二点目として、繁殖農家の経営基盤を強化するため、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、避難所における良好な生活環境の確保のための災害備蓄について伺います。

最新のデータによると、石川県における能登半島地震の災害関連死と認定された人は三百七人とされており、直接死の二百二十八人よりも多い割合となりました。災害関連死は、肉体的、精神的双方から成る負担が要因とされております。中でも災害発生後の避難所生活は、他人同士での集団生活によるプライバシー空間の確保、維持が大きな問題となっており、早急な解決をしていかなければなりません。

一月に発表されました「Aomori防災・減災強化Action Program」では、そのプログラムの一環として、避難所の環境改善で災害関連死をなくす避難所TKB（トイレ、キッチン、ベッド）向上が挙げられております。また、その具現化に向けて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画や、

令和六年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポートを踏まえ、青森県災害備蓄指針の修正がなされました。

そのような中、昨年十一月五日から二十四日までの県の防災ウィークに合わせ、建設危機管理委員会として、防災用品の組立てや使用体験をいたしました。中でも段ボールベッドと簡易トイレの組立ては、シンプルな設営ながらも、その強度は十分なものでありました。

能登半島地震は、冬のさなかに発生いたしました。自然災害は時を選ばず発生し、季節や気候によっても避難所のニーズが変わってきます。また、自主防災組織の活動カバー率の低さなど、まだまだ県民の自助、共助の意識醸成が途上の中、公助としての的確な避難所環境の整備強化が求められます。

そこで、一点質問いたします。

災害関連死を防ぐためには、避難所における生活環境が重要であると考えますが、県として、避難所における良好な生活環境を確保するため、災害備蓄をどのように進めていくのか伺います。

次に、青森県立美術館等の連携による取組について伺います。

本県では、令和四年度から五年間を計画期間とする青森県文化芸術推進計画を策定し、文化芸術に対する理解の醸成や担い手の育成、確保などの人づくり、誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくり、本県の文化芸術の保護、保存や地域活性化への活用等の地域づくりに取り組んでおられます。

昨年は、県立美術館、国際芸術センター青森、十和田市現代美術館、弘前れんが倉庫美術館、八戸市美術館の五館の連携による「AOMORI GOKANアートフェス二〇二四」が開催されました。このアートフェスにより、これまでは足を運ぶことのなかった県内の美術館に初めて来訪した方々も多く、家族で五館を周遊できた方、定期的に十和田市の美術館には行くものの、これを機に初めて地元の八戸市美術館に行くことができたという八戸市民の方など、県民の皆様にも様々な効果があ

ったように思われます。

先日、地元紙において、日本銀行青森支店の分析による期間中の経済効果は約四十九・七億円と試算されたとの報道がなされました。また、このたび、県立美術館の新館長に、劇作家で演出家の平田オリザ氏が就任されることが発表されました。平田氏は記者会見の中で、五館連携を強め、回遊性を高めることで青森の魅力を世界に発信したいと述べております。

以前、私は、兵庫県の城崎温泉にある城崎国際アートセンターを視察した際、平田氏のお話をお聞きする機会がありました。平田氏は、豊岡演劇祭など地域に根づいた活動をされており、地域振興とともに、文化芸術活動をされているという印象を受けました。その平田氏のアーティストとしての視点を新たに取り入れながら、持続的な県民の芸術文化意識の醸成、また、観光ツールとしての経済的視点からも、今後も五館による連携を様々な形態で継続していただきたいと考えております。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、「AOMORI GOKANアートフェス二〇二四」の開催概要と成果について伺います。

二点目として、今後の五館連携の取組について伺います。

最後に、世界文化遺産北海道・北東北の縄文遺跡群の保存・活用について伺います。

世界文化遺産登録から本年度で四年を迎える北海道・北東北の縄文遺跡群ですが、これまで、県内においては、昨年四月の「あおもり縄文ステーション じよもじよも」のオープン、また、名古屋、東京等でのフォーラム開催など、県外でのプロモーションを実施し、その価値を国内外に発信しているものと感じております。

この縄文遺跡群は、北海道・北東北の十七遺跡で構成されており、そのうち青森県には八遺跡あり、それぞれの構成資産においても、その遺跡の歴史の解説、出土品の展示、研究・調査結果の発表など、価値と魅

力の発信がなされています。

一方で、まだまだその体制が未整備のところも存在しております。構成資産がその価値や魅力を発信し続けることで、縄文遺跡群の魅力を再発見し、県民が誇りや愛着を感じられるようになるだけでなく、保護、継承、またツーリズムの観点からも、その価値が最大化されていくものと考えます。

そこで、一点質問いたします。

縄文遺跡群の価値や魅力を伝えていくためには各構成資産の整備を進めていくことが必要と考えますが、県教育委員会としてどのように取り組んでいるのか伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。工藤悠平議員にお答えいたします。

私からは、まず、高校生の県内就職を促進するための取組についてお答えいたします。

私は、高校生の県内就職を促進するためには、県内企業や県内就職の魅力を伝える取組が重要であると考えております。このため、これまで工業高校を中心に開催してきた企業PRイベントや若手社員との座談会について、その開催校を年間十校から二十校に増やし、より多くの生徒に仕事のやりがいや働きやすい職場環境などを伝えていきます。

また、来年度から新たに県内で働く若者を社会人モデルとして、充実した生活や仕事内容、県内企業の魅力を若者目線で紹介するほか、スマートフォンアプリを活用して本県の魅力や情報を高校の卒業段階から継続的に発信する取組などを実施することとしており、一人でも多くの若者が自分の夢をここで実現したいと希望する青森づくりに取り組んでまいります。

続きまして、男性の育児休業取得の促進に向けた取組についてお答え

いたします。

私は、昨年策定したこども・子育て「青森モデル」において、家事や育児の負担の女性への偏重を課題の一つとして捉え、家庭と仕事の両立に向けた取組を進めております。

この中で男性の育児休業の取得を促進することで、男性が育児に参加でき、子育てに係る女性の負担の軽減と子育てをしやすい職場環境の整備が図られていくと考えております。

知事部局における男性の育児休業取得率は、令和五年度で六七・二％と高い割合になっているのに対して、県内中小企業等は令和五年十二月末で二六・六％となっています。

このため、県内の商工、農林水産、建設、金融、労働組合、大学、行政などの関係十九団体が構成するあおもり女性活躍推進協議会を通じて、各団体に所属する事業所等への働きかけや研修会を継続するとともに、令和七年度から新たに経営者層を対象としたフォーラムの開催により意識改革を図る等、積極的に取り組むこととしております。

続きまして、IT・コンタクトセンター関連産業の企業誘致に向けた取組についてお答えいたします。

県では、子育て世代からの関心が高く、柔軟な働き方に対応できるIT・コンタクトセンター関連企業の本県への誘致をより強力に推進するため、令和七年度から企業ニーズに応じた補助制度の見直しを行うことといたしました。

具体的には、IT関連産業については、雇用奨励費を東北トップクラスに引き上げるとともに、コンタクトセンター関連産業については、オフィス賃料の補助率を四分の一から二分の一に拡充することとしています。

今後、こうした取組の充実、強化を図りながら、子育て世代が働きやすい雇用の創出に向け、IT・コンタクトセンター関連産業の企業誘致に市町村等と連携して取り組んでまいります。

続きまして、繁殖農家の経営基盤を強化するための取組についてお答えいたします。

私は、昨年七月に実施した「＃あおばな」で、若い繁殖農家の方々から生産コストの上昇や子牛価格の低迷など厳しい現状をお聞きし、経営安定に向けた取組をしっかりと支えていく必要があると切実に感じています。

このため、緊急の物価高騰対策として、配合飼料の価格上昇分の一部を支援するとともに、繁殖農家が令和六年度に県内家畜市場で販売、または自家保留した子牛頭数に応じて、生産費と販売価格との差額の一部を補助金により補填することとしております。

また、新たに子牛のゲノミック解析技術の導入を促し、その評価を公表することで、県内家畜市場における取引価格の向上につなげるほか、評価の高い雌子牛を繁殖牛として購入する場合に奨励金を交付するなど、生産・流通段階の改革に向けた取組を大胆に進めていきたいと考えております。

続きまして、「AOMORI GOKANアートフェス二〇二四」の開催概要と成果についてお答えいたします。

「AOMORI GOKANアートフェス二〇二四」は、県民の皆様や観光客が県立美術館をはじめとする県内の五つの美術館等を起点として、県内各地の自然や食、文化など、多彩な魅力に触れる機会を提供するため、昨年四月十三日から九月一日までの百四十二日間にわたり開催いたしました。

五館では、展覧会等を紹介する公式ガイドブックや周遊チケットの販売、各館を巡回する共通作品の展示、美術館と周辺の観光スポットを組み合わせた周遊プランの企画などに取り組んだところ、期間中の入場者数が目標の二十五万人を上回り、三十万人を超え、多くのお客様に越えたいいただきました。

私としては、今後も五館の連携により本県のアートの魅力を国内外に

発信するとともに、アートを中心とした自然、食、建築、祭りなどの豊かな文化を組み合わせた県内周遊の旅の定着化に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） いわゆるクリニカルイナシーシャへの県の対策についてお答えいたします。

生活習慣病の中でも死因に占める割合が高い脳卒中、心血管病の最大の要因である高血圧症について、県内では、治療が必要であるにもかかわらず、適切な治療が開始されない、いわゆるクリニカルイナシーシャの状態の方が多いことから、こうした方々を減らす取組が必要と考えております。

県では、令和七年度から、医師など医療提供者の皆様に対し、高血圧症に係る適時適切な治療について再認識いただくとともに、県民の皆様に対しては、治療の必要性についての啓発に合わせ、習慣的な血圧測定と治療が必要な場合の開始を促すため、抽せんにより賞品が当たるキャンペーンを展開することとし、令和七年度当初予算案に所要の経費を計上させていただいたところでございます。

○議長（丸井 裕） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 御質問二点にお答えいたします。

まず、若者の県内定着のうち、高校生の近年の県内就職の状況についてです。

青森労働局の資料によると、過去三年間の新規高等学校卒業者の県内就職者の割合は、それぞれ六月末現在で、令和四年三月卒業者については、就職者二千五十人のうち、県内就職者は千二百七十九人で六二・四％、令和五年三月卒業者については、就職者千九百三十五人のうち、県内就職者は千四百十三人で五九・一％、令和六年三月卒業者については、就職者千八百四十三人のうち、県内就職者は千六十三人で五七・七％

となっております。

また、令和七年三月卒業者については、一月末現在で、就職内定者千六百九十五人のうち、県内就職内定者は九百四十四人で五五・七％となっております。

次に、こども・子育て「青森モデル」における家庭と仕事の両立のうち、病児保育の現状と今後の県の取組についてです。

本県の病児保育の実施状況は、令和五年度末時点で運営費補助を活用して事業を実施しているところが十九市町村、三十四か所あり、近隣市町村との広域連携によりサービスを確保している七市町村を含めると、二十六市町村で実施しております。

県としては、青森県病児保育事業スタートアップマニュアルの周知、活用や、運営費補助を継続するとともに、事業実施市町村における事業の拡大、また、事業未実施市町村に対する事業実施を個別に働きかけることにより、病児保育を推進していきます。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問三点についてお答えいたします。

まず、保健大学では、これまでのように卒業生の県内定着に取り組んできたのかについてお答えいたします。

青森県立保健大学では、卒業生の県内定着を推進するため、令和二年度に設置したキャリア開発センターが中心となって、多くの県内の事業所が参加する合同説明会や、県内に就職した卒業生が体験談を語る就職ガイダンスを開催しています。さらに、令和五年度からは、県内医療機関等を対象とした新卒者の採用促進と離職防止のための採用力向上セミナーを開催しています。

また、令和三年度の看護学科の入学生から、県内で地域医療に従事しようという強い意志を持つ学生を受け入れるために地域定着枠を設け、在学時における県内医療機関の看護管理者との交流会開催や、インター

ンシップの機会の提供などの支援を行っているところでございます。

この春、大学は地域定着枠から初めての卒業生を送り出しますが、卒業後も急性期から回復期、慢性期、在宅医療までを段階的に経験し、地域で求められる看護職員となれるよう、地域の医療機関と連携しながら卒業生を支援していくこととしています。

次に、保健大学では今後どのように卒業生の県内定着に取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、青森県立保健大学の中期目標について、令和六年十一月定例会で議決いただき、入学者の受入れや地域に必要な人材の輩出に関する目標の一部を変更いたしました。

この変更を受けて大学では、青森県で学び、働く魅力を発信し、地域で活躍できる人材の育成の強化を目指し、県内の子供たちを対象とした保健医療福祉職の紹介、県内の全ての高校を対象に大学生と学ぶ機会の提供、令和九年度入学生から学校推薦枠の対象の県内出身者への一本化などに取り組むため、中期計画を変更し、県では本年二月にその変更を認可したところです。

また、県では、新たに県内就職コーディネーターを大学に設置し、県内医療機関等の採用活動の支援や、県内就職情報のさらなる充実に取り組むこととしており、令和七年度当初予算案に所要の経費を計上しております。

最後に、生活習慣病につながる高血圧症について、県民の治療の現状についてお答えいたします。

青森県保険者協議会に属する医療保険者の令和三年度特定健診等データと令和三年青森県推計人口を基に県が推計したところ、四十歳以上で高血圧と判定される方は約三十六万二千人、そのうち治療中の方は約二十一万三千人で、四十歳以上人口の約二六％、治療を行っていない方は約十四万九千人で、四十歳以上人口の約一八％となっています。

○議長（丸井 裕） 経済産業部長。

○経済産業部長（三浦雅彦） IT・コンタクトセンター関連産業の過去五年間の企業誘致実績についてお答えいたします。

IT・コンタクトセンター関連産業のうち、IT関連産業は、リモートワークによる在宅勤務等を導入している企業が多く、また、コンタクトセンター関連産業は、短時間勤務や時差勤務といった子育て支援制度が充実した企業が多いことから、いずれも子育て世代からの関心が高い業種となっています。

そのため、県では、子育て世代が働きやすい雇用の創出に向けて、IT・コンタクトセンター関連産業の企業誘致に積極的に取り組んでいるところです。

令和二年度から令和七年二月までの過去五年間におけるIT・コンタクトセンター関連産業の企業誘致件数は三十五件となっています。

○議長（丸井 裕） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 県立美術館の五館による連携の今後の取組についてお答えいたします。

県内五つの美術館等では、青森県のアートの魅力を国内外に発信し、美術館を巡る観光に結びつけることなどを目的として、令和二年度に協議会を組織し、以来、美術館を起点とした県内周遊のルート設定や、五館共通のロゴやキャッチコピーの使用、共同のウェブサイトでの情報発信等に取り組んできたところです。

今年度開催したアートフェスでは、情報発信を強化したことで、全国のアート系メディアや、航空機及び新幹線の車内誌等で五館の魅力が特集記事で掲載され、複数館を訪問した方々の増加につながりました。

今後も五館の連携を一層強め、五館が共同で情報発信を行うなどにより、アートをテーマとした県内周遊のきっかけづくりに取り組んでいきます。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問三点にお答えいたします。

まず、本県における近年のスルメイカの漁獲状況についてです。

県が実施している海面漁業に関する調査では、本県における令和六年のスルメイカの漁獲数量は約五千トン、漁獲金額は約四十六億円で、前年と比較すると、数量、金額とも横ばいで、過去五か年平均との比較では、数量が約六〇％、金額が約八〇％の水準にとどまっています。

漁業種類別の漁獲数量は、令和六年では、沖合底引き網漁業が約三千三百トン、イカ釣り漁業が約千六百トンで、この二つの漁業種類で本県スルメイカ漁獲数量のほとんどを占めている状況となっています。また、過去五か年平均との比較では、沖合底引き網漁業が約一二〇％であるのに対し、イカ釣り漁業は約四〇％と顕著な減少となっております。

次に、小型イカ釣り漁業の経営安定に向けた県の取組についてです。小型イカ釣り漁業の経営安定に向けては、資源管理を着実に進めていくことに加え、海洋環境の変化への対応や操業の効率化にも取り組むことが重要と考えます。

このため、県では、来年度からICTスルメイカ漁獲情報管理システムの機能を強化し、共同操業する漁業者間で操業位置や漁獲情報を共有できるようにするほか、今後、漁獲数量の増加が見込まれるケンサキイカの資源状況の調査などの取組を進めていきます。また、漁業者に対し、漁獲数量が低迷する中にあっても、付加価値向上につながるスルメイカの船上生け締め技術の導入を促していきます。

操業の効率化に向けては、イカ釣り漁業に刺し網漁業を組み合わせるなど漁法の複合化を実践している漁業者の経営分析を行い、その結果を所得向上プログラムとして取りまとめ、小型イカ釣り漁業者に普及していくこととしております。

続きまして、肉用牛繁殖農家の経営状況についてです。

今年度、県では、肉用牛繁殖農家を対象に経営実態調査を行ったところ、回答が得られた百三十四戸のうち、九四％に当たる百二十六戸から経営を維持していく上で十分な収益が得られていないとの意見が寄せ

られました。

その要因としては、配合飼料や資材価格の高騰による生産コストの上昇に加え、牛肉消費の低迷を背景とする子牛価格の下落が多く挙げられています。

特に肉用牛経営においては、肥育よりも繁殖が盛んな本県では、子牛の県内需要に対する供給頭数が多いことに加え、近年は他産地と比較して優位性のある子牛が生産できていないことなどから、市場での取引価格が全国平均を下回り、繁殖農家の経営は厳しい状況となっております。

○議長（丸井 裕） 危機管理局长。

○危機管理局长（豊島信幸） 避難所における良好な生活環境の確保のための災害備蓄についてお答えいたします。

県では、本年一月に青森県災害備蓄指針を修正したところでございます。そのポイントとしては、備蓄品目については、これまでの四品目から十七品目に拡充したこと、品目については、簡易ベッド、パーティション、冬季に不可欠な暖房器具のほか、乳幼児の粉ミルクや哺乳瓶等を加えたこと、そして、課題であった備蓄場所については、効率的な配送が可能となるよう、民間営業倉庫などに拠点保管することとしたことなどでございます。

今後、この指針に基づきまして、広域的な立場から市町村の備蓄を補完し、避難所における良好な生活環境の確保を進めてまいりたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問三点にお答えいたします。

まず、青森県立高等学校教育改革推進計画第二期実施計画におけるICTを活用した教育活動の充実に向けた考え方についてです。

青森県立高等学校教育改革推進計画第二期実施計画では、個別最適な学びと協働的な学びを実現する観点から、教員による従来の対面指導に

加え、インターネットの活用による遠隔教育やオンデマンドの動画教材等、学習場面に応じて効果的にICTを取り入れた授業づくりを進めることとしています。

あわせて、充実したICT環境の提供とICTの活用に係る実践的な教員研修により、教育活動の充実につなげていくこととしています。

次に、遠隔授業の検討状況についてお答えいたします。

遠隔授業の実施に当たっては、同時に授業を受ける生徒数は四十人以下であること、遠隔授業を受信する教室に教員を配置すること、遠隔事業により習得できる単位数の上限が三十六単位であることなどの留意事項が文部科学省から示されています。

これらを踏まえ、生徒の多様な学習ニーズに応じた遠隔教育の基盤を構築するため、今年度は先進県の視察を行うとともに、庁内の関係課で遠隔授業を実施するための組織体制や受信校、配信教科について検討を進めてきました。

来年度は、県総合学校教育センター及び受信校に必要な機器を整備するとともに、遠隔教育システムの運用の検証や遠隔補習などの取組を進めることとしています。

次に、世界文化遺産北海道・北東北の縄文遺跡群の価値や魅力を伝えていくための取組についてお答えいたします。

県内各構成資産の整備については、資産を所管する自治体が縄文遺跡群の価値や魅力を伝えるため、整備計画等に基づき、その特性や環境に応じて進めているところです。

県教育委員会では、令和五年度から国庫補助を活用して整備を実施している自治体への県費補助を行っております。これまで、弘前市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町の四市町に対して補助しており、そのうち外ヶ浜町では、ガイダンス施設である大平山元遺跡展示施設「むーもん館」の整備が完了し、来訪者の受入れ態勢の充実につなげています。

今後も、各構成資産の整備が計画的に進み、多くの方々が縄文遺跡群

を訪れ、その価値や魅力を十分理解していただけるよう、国及び自治体と連携し、必要な助言、協力等を行ってまいります。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○四番（工藤悠平） 再質問いたします。

保健大学の卒業生の県内定着の取組についてであります。

卒業生の県内定着のための取組に関して、インターンシップであったり、また、就職コーディネーターの配置などを行っている、あるいは行っていくとのことでありました。看護師として県内の医療機関に勤務した上で、そこに定着していくためには、特定分野での専門性を高めたり、また、キャリアアップを図ることができる環境が県内に必要であると考えます。

壇上でも申し述べましたが、例えば救命分野の認定看護師の資格取得のためには、これまで東京や大阪の医療機関や大学等の研修センターで半年から一年間学ぶ必要があったということでありました。認定看護師の取得に関しては経験が五年以上必要になるということなのだそうです。そうしますと、結婚であったり、出産、子育てというものとの年齢的に重なってくる方々もおられるかと思えます。そういったことでキャリアとの選択になるということにもつながるかと思えます。キャリアアップを図りたいと考えている方にとっては大変大きなハードルということでありました。今回、八戸市立市民病院と連携が行われるということで、それが好事例となることを期待いたしますが、この事例以外にも専門分野の資格取得ができ、やりがいを感じながら働けることで、看護師の県内定着へつながれるものと思います。

そこで、県内の医療機関に勤務しながら、キャリアアップのために県内で学ぶことができる環境を整備することが看護師の県内定着には重要と考えますが、保健大学の取組状況についてお聞かせください。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 青森県立保健大学では、大学院博士

前期課程に日本看護協会が認定するがん看護専門看護師の養成コースを平成二十八年度から、地域の公衆衛生活動の中核を担う人材を養成するための公衆衛生学修士コースを令和五年度から開設し、県内で就労する看護師等のキャリアアップを支援しております。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○四番（工藤悠平） 県内定着という視点ではございましたけれども、やはり医師不足という観点からも、今後、看護師のキャリアアップというものが必要と考えます。特に救命分野であったり、特定行為であったり、社会的ニーズで求められていくものと思われれます。家庭を持つこと、それから子育てとキャリアアップがてんびんにならないように、今後も継続的な取組が図られますことを期待いたします。

最後に、病児保育に関してありますが、御答弁で運営費補助を活用して事業を実施されているところが十九市町村の三十四か所ということでありました。この絶対数を増やしていくということも大事なのではありますけれども、やはりその均てん化、地域バランスも考慮していかなくてはならないと思われれます。近隣市町村との広域連携によるサービスによってカバーしていくものと理解いたしましたけれども、地域偏在のないように進めていただきますことを御要望としてお願い申し上げます。私の質問を閉じさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（丸井 裕） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時二十八分休憩

午後一時再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

二十四番田端深雪議員の登壇を許可いたします。——田端議員。

○二十四番（田端深雪） 日本共産党の田端深雪です。

現在、一月二十四日から百五十日の会期で通常国会が開かれています。令和七年度の予算案は、前年度比で見ると、社会保障一・五%、文教一・四%、中小企業〇・一%に対し、防衛費が七千五百十九億円増額の九・五%と、防衛費突出の異常な予算となっています。ちなみに、農林水産関係の増加は〇・一%、二十億円です。

三日の予算委員会では我が党の辰巳孝太郎議員の質問により、国民医療費を年間で四兆円削減を念頭に、社会保障削減が狙われていることが明らかにになりました。まさに命を削る予算になっています。

二〇二二年から防衛費だけが桁違いに増え続け、軍需産業が基幹産業に置き換わっていくのではないかと危惧します。国民の生活と命を守るというのであれば、農林水産、医療、介護、教育、中小企業の予算こそ倍増し、地方を活性化させるべきと考えます。地道に生きる地元の声を政治に届ける役割を微力ながら果たしていきたいと改めて思いました。それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

まず、教員の免許外教科担任について、子供の教育を受ける権利の観点から質問いたします。

現在の国の教職員配置の基準では、中学校の場合、一学年三クラス程度の規模であっても必要な教科の先生がそろわないことが多く、例えば体育の先生が免許なしで家庭科や技術の授業を受け持つ、音楽の先生が美術や家庭科を受け持つということが広く行われています。

中学校での勤務が長かった私自身の経験から、一つの事例を紹介いたします。

久しぶりに家庭科の先生が配置され、まずその先生が取り組んだのは、イワシの手開きを子供たちに体験させるというものでした。家庭からは、イワシの手開きは親の私もしたことがない、うちでも早速やってみますなど反応がすぐにあり、職員室でも話題になりました。地元で水揚げされる魚を使った料理コンクールへの挑戦や、家庭科通信で授業の様子などが伝えられるなどして、子供たちからも家族の対話が増えた様

子がかえ、教育の本質を見る思いでした。

免許外で授業をしなければならない教員は、子供たちに十分な指導ができず、申し訳ないという気持ちでいます。何よりも子供たちが専門的な指導が受けられないということは重大な問題です。

そこで、一点目、県内公立中学校教員の免許外教科担任の三年間の許可件数について伺います。

二点目、県内公立中学校において、免許外教科担任の解消を図る必要があると考えますが、県教育委員会の取組について。

三点目、免許外教科担任を解消するため、正規教員の採用者数を増やすべきと考えますが、県教育委員会の対応について伺います。

四点目、教員の不足を生じさせないためにも、義務標準法の改正を国に要望すべきと考えますが、県教育委員会の対応について伺います。

二項目めは、小・中学校における集団フッ化物洗口についてです。

先日、八戸市で行われた健康フォーラム「八〇二〇健康社会フォーラム」に参加させていただきました。そこでは、歯と口の健康は、虫歯や歯周病の原因となるブラークを除去することが最も重要であること、食事や唾液の効用など生活全般で予防すべきで、その上でフッ化物洗口の効果があると確認することができました。

文科省では、学校におけるフッ化物の活用については、子供がフッ化物の効果について学習し、フッ化物配合の歯磨き剤を自分で選択し、活用していくことができるようにすることが基本であること、実態によって必要とされる場合には、学校歯科医の管理と指導の下に教職員や保護者はその必要性を理解し、同意が得られるように、手順を踏んで慎重かつ適正に行うとしています。

しかし、これまでトップダウンで一斉導入されることがあり、現場からは、これまでの指導で確実に虫歯が減り、虫歯がない子の割合も高くなっている、なぜ今、一斉導入なのだろうかという戸惑いの声があります。

す。

そこで、一点目、昨年度から実施しているフッ化物洗口推進事業の内容について。

二点目、事業の実施に至った背景と、集団でフッ化物洗口を行うことについての県の認識をお伺いします。

三点目、集団フッ化物洗口を導入した学校の一部の教諭から負担が増えたとの声がありますが、県の認識をお伺いします。

三項目めは、不登校対策についてです。

児童生徒数は減り続けても、不登校は増え続けています。一九八〇年代中頃から登校を渋る子供たちは、登校拒否という言葉で問題視されてきました。校内暴力やいじめなどが大きな社会問題となると同時に、学校に行かない子供たちが静かに増え続けています。学校は社会の縮図、子供は社会を映す鏡です。長年不登校に関わってきた経験から、私は、不登校は子供が自分を守るための行動と捉えています。子供たちは常に追い立てられる生活の中で、日々自己肯定感をそがれ、周りからの評価にさらされ続けています。自分のペースで自分らしく生きられないことが行こうと思っても行けない状態にさせているとも考えられます。問題は子供にあるのではなく、過密学習、失敗や間違いが許されないような緊張状態の学校や社会状況にある、そういう視点で不登校を捉えるべきと考えます。

そこで、本県の公立小・中学校における不登校児童生徒の状況について伺います。

また、国は、二〇二三年三月、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として、六千校の校内教育支援センターの設置に二十九億円の予算を立てましたが、一校約四十八万円で人の配置は考えていないものです。子供たちには安心して学べる環境と学習保障が必要です。

そこで、校内教育支援センターには人の配置が必要と考えますが、県教育委員会ではどのように対応していくのかお伺いします。

四項目めは、公立夜間中学についてです。

昨年十二月、日本共産党県議団で、全国初の県立夜間中学を設置した徳島県教育委員会と香川県三豊市の夜間中学の設置に関わった城ノ内庸人氏から、それぞれ夜間中学設置の経緯についてお話を伺いました。

徳島県では、二〇一五年に文科省の委託を受け、県と二十四市町村との協議会を立ち上げて基本構想の作成、三年後には県立夜間中学での受入れを発表しています。二〇二二年四月の初年度は三十七名の応募があったとのことでした。また、城ノ内氏からは、年齢や国籍など多様な人が学ぶ夜間中学が不登校生の学びを支える場所の選択の一つになり得る、そして、その意義は大きいとして、学びの多様化学校についても伺ってきました。不登校などで形式的卒業をした人や外国籍の人たち、不登校の子供たちが増えている青森県においても、夜間中学の設置は待たれます。

そこで、青森県公立夜間中学設置検討委員会の検討状況について伺います。

五項目めは、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生についてです。ここ数年、本県においても、気象災害の頻発、温暖化によるホタテ稚貝のへい死や、イカ、サバなどの不漁など、気候危機を実感せざるを得ない状況が続いています。再生可能エネルギーを中心とする社会に一刻も早く方向転換しなければならないことは明らかです。

共生条例案は、共生制度検討の有識者会議が六回開催されて作成されました。議事録からは、それぞれの専門家から率直かつ真摯に討議されている印象を持ちました。共生条例案では、環境評価手続の前後に事業者、市町村、県の役割を定め、これまで事業者主導になりがちだったことの一定の歯止めも示されています。条例が機能するためには県民が関心を持ち、積極的に関わることが不可欠となります。

自然保護団体や自然保護活動をされている方からは、共生条例制定に期待しつつ、規制されない区域への乱立が心配だという声があります。

た。規制区域であっても規制されるのは、風力で言えば羽がある本体だけで、本体以外の附属施設などは対象外になっていることが指摘されています。また、地元紙でも報道されましたが、絶滅が危惧されるクマタカの営巣が保護区域から三キロ外側に観察されたことから、保護のために保護区域の拡大を訴えられています。

そこで、一点目、共生条例の目的について伺います。

二点目、再生可能エネルギー発電施設の附属施設もゾーニングの対象とすべきと考えますが、県の考え方を伺います。

三点目、保護地域や保全地域の境界から一定の距離を緩衝地帯として定める必要があると考えますが、県の考えをお伺いします。

四点目、保護地域などを定期的に見直す体制が必要と考えますが、県の考えをお伺いします。

六項目めです。三沢市五川目堤の水質検査で検出されているPFASについてです。

二〇二二年に米軍三沢基地において、PFASを含むおよそ七百六十リットルの泡消火用水が流出した事故をきっかけに、県及び三沢市、国土交通省は、流出したとされる基地西側の天狗森ため池とそれにつながる姉沼、小川原湖の水質検査が継続され、天狗森ため池からは基準値を超える濃度で、令和六年では最高値が百八十ナノグラムとなっています。天狗森ため池の水は、今年、にぎやかにワカサギ釣りが行われた姉沼に流れますが、姉沼の中央地点での水質検査についても、基準値以下ではあるものの、数値は上がってきています。

また、二〇二四年一月に民間団体が基地東側の五川目堤で行った水質検査で基準の十四倍のPFASが検出され、昨年十二月には十五倍もの高濃度の七百六十ナノグラムが検出されました。このことは、基地の中に二〇二二年の泡消火剤流出ではない別の排出源があることを疑わせるものです。常に高濃度のPFASが排出され続けているわけで、このままではPFAS汚染が広がっていくことになります。

P F A S について、安藤議員が昨年の六月、七月の建設危機管理常任委員会において、同じような事案でドイツのアメリカ駐屯基地では汚染した地下水が基地外に流出しないようポンプでくみ上げ、浄化して流す計画が策定されていることを紹介しながら、流出防止策と浄化対策を求めて質問していますが、県は防衛省に主体的に対応するように求めて、その回答を待っているということでした。

そこで、一点目、五川目堤におけるP F A Sの検出状況について伺います。

二点目、P F A Sの排出源と疑われる米軍三沢基地に対し、P F A Sを除去するなどの具体的な対策を求めるべきと考えますが、知事の認識と対応について伺います。

七項目めは、小川原湖での米軍オスプレイによる訓練再開についてです。

昨年十一月二十日の日米合同委員会の合意により、今年の一月から十月にかけて米軍輸送機C V－22オスプレイによる訓練が再開されることと決まりました。同型機は、二〇二三年十一月、鹿児島県屋久島沖で墜落し、米兵八人が死亡するという重大な事故を起こしています。その事故原因はいまだに解明されないままであり、訓練の再開は到底容認できるものではありません。オスプレイの同型機の事故率は高く、未亡人製造機と言われるほどで、使っているのは世界で米軍と日本の自衛隊だけです。日本の上空を飛行すること自体が危険です。

小川原湖でのオスプレイ飛行訓練は、二〇二二年以降、二〇二二年、二〇二三年と行われていますが、そのたびに住民や漁業者の命と生活が危険にさらされてきました。

そこで、オスプレイが小川原湖で訓練を再開することに対し、中止を申し入れるべきと考えますが、県の認識について伺います。

八項目め、特定利用空港・港湾についてです。

先月十九日、国の特定利用空港・港湾指定に青森空港と青森港が候補

地になっているとの説明がありました。

国家安全保障局によると、平素から必要に応じて自衛隊、海上保安庁が民間の空港、港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設け、これらを特定利用空港・港湾とし、民間利用を主としつつも、自衛隊、海上保安庁の航空機、船舶の円滑な利用に資するよう、必要な整備や既存事業の促進を図っています。これは、有事に備えて民間の空港や港湾でも平時から自衛隊等の訓練を積むことを主な目的としているものだと指摘があります。

国は、米軍の使用は含まれないとしていますが、我が党の山添拓議員が、昨年五月十六日の外交防衛委員会において、防衛省の自衛隊の運用上の資料に、自衛隊及び米軍が優先的に利用できるよう平素から調整を行っていくことが必要としていることを示し、米軍の利用もあり得ることをただし、国はそれを否定できませんでした。民間の空港や港湾が軍用に組み込まれることは、有事の際に攻撃目標になるだけでなく、日常的に訓練が行われることになり、県民の生活と命が脅かされることになるのではないのでしょうか。

そこで、一点目、国から青森空港及び青森港を対象に検討しているとの説明があった件について、これまでの経緯について伺います。

二点目、本県における軍事的な強化につながる可能性があるため、受け入れに反対すべきと考えますが、県の見解をお伺いします。

九項目め、原子力防災対策についてです。

私たちは、東日本大震災や能登半島地震を経たことで、防災については想定外の枠が広がり、想定外だったとする言い訳ができない時代に生きています。とりわけ、原発を抱えた下北半島のある青森県においては、考え得る災害発生状況を想定した避難計画を立てなければならぬと考えます。能登半島地震では、海岸線が四メートルもの隆起、陸地でも地盤隆起や陥没が多く見られました。日本列島周辺には四つのプレートがひしめいており、太平洋側には海溝やトラフが深く刻み込まれていま

す。日本で地震が起こらないところはどこにもないと認識すべきです。

原子力防災については、現在のように自然災害だけ、原発事故災害だけのそれぞれの避難計画では不十分であると考えます。

そこで、一点目、複合災害を想定した避難計画を策定する必要があると考えますが、県の見解をお伺いします。

二点目、複合災害が発生し、屋内退避や避難などが困難な状況における放射線防護の在り方について、県はどのように認識しているかお伺いします。

十項目めは、困難を抱える女性への支援についてです。

昨年一月に八戸市で起きた虐待死の事件の背景には、若年妊娠や虐待の連鎖、社会的孤立があることが報道され、その中で、弘前大学の吉田美穂教授は、若年妊娠の母親は、本人やパートナーが未熟なことも少なくない、離婚割合は極めて高く、働いた経験も高卒資格もないシングルマザーが誕生することになる、社会的支援は不可欠と強調しています。

全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は高水準で推移し、青森県においても年々増加、二〇二三年度の相談件数は千五百六十三件となっています。

また、自殺未遂などの救急搬送症例登録では、二〇二二年十二月から二〇二三年末まで集積された千九百八十七件のうち、二十代女性が群を抜いて多く、次いで三十代女性と、十代から五十代まで、いずれも女性が男性より多くなっています。

二〇二四年四月から施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律は、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等の視点に立ち、切れ目のない包括的な支援を目的に改正され、それまでの保護、更生させるという目的から、自立支援へと大きく転換されました。

こうした状況を踏まえ、青森県議会の女性議員全員で、東京の女性自立支援施設をはじめ、出産から乳児までに特化した支援施設「慈愛・iai」、新宿の支援団体や実際の活動の調査などを積み重ね、今年一月

二十九日、知事宛てに、青森県に女性自立支援施設を設置すること等を求める要望書を提出いたしました。

県は、女性支援施設の設置について、以前の県立婦人寮の利用が極めて少なかったこと、全国的に女性施設の需要が減少していることなどから設置の必要性がないとしていますが、女性が置かれている現実からは支援体制の必要性は高まっており、利用者が少ない背景には、支援を求めること自体に困難を抱え、支援につなぐににくい状況があると認識すべきと考えています。そのためには、市町村の窓口業務の充実、市町村と県などの連携体制づくりが不可欠です。

そこで、一点、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立を踏まえ、本県にも中長期的に支援する女性自立支援施設が必要と考えますが、県の見解をお伺いします。

二点目、困難な問題を抱える女性の窓口である市町村の体制整備が不十分だと考えますが、県の対応についてお伺いします。

十一項目め、発達障がい者支援についてです。

発達障がい者支援については、県は、これまで、早期発見、早期支援を重点に、発達支援センターの設置や発達支援マニュアルの作成、研修など、支援体制がつくられてきたことは重要です。しかし、地域によって実際に対応する医師の不足のため、支援が十分でない状況が続いています。

そこで、発達障がい者支援に関わる医師の育成について、県はどのように取り組んでいるかお伺いします。

また、現在、発達障がい者が懸念されても具体的な支援が不十分で、日々の子育てに苦勞されている保護者の方や、療育が必要な場合に受入先の保育園を探すことに苦勞されている例などが散見されます。早期発見、早期支援につなげるため、いつでも相談できる体制が必要と考えます。

そこで、発達障がい者にとって身近な相談窓口である市町村の役割は重要と考えますが、県は市町村に対してどのような支援を行っているの

かお伺いします。

最後の質問は、本県の訪問介護の現状についてです。

昨年六月の一般質問で、訪問介護の報酬引下げは、地方の実態からかけ離れており、国に対して引下げの撤回を求めるべきではないかと質問しましたが、県の答弁は、ほかの処遇改善加算があるので問題はないというものでした。

しかし、全国では、昨年六月から十二月の半年間で事業所ゼロの自治体は九十七から百七自治体が増え、全国で五百七十九事業所が減少、大手事業者が都市部で事業所を増やしている以上に地方の中小事業所がなくなっている状況があります。

地方にあつては一軒一軒の距離が遠く、ガソリン代や時間がかかるため、中小の事業所は利益を得ることが難しい状況です。ある事業所は、ガソリン代を利用者に請求できることにはなっていない、事業所間の競争があり、事業所で負担しているとのことでした。施設内での訪問介護事業所では、加算のために膨大な書類の提出があり、利用者さんに十分向き合うことができないと怒りに近い声を聞いてきました。

一方、訪問介護事業所をなくされないとして、今年二月、新潟県村上市では、報酬引下げによる減収分を独自に補助することを決めたとの報道がありました。

そこで、一点目、令和六年四月から訪問介護の基本報酬が引き下げられました。県は、県内の訪問介護事業所の現状をどのように認識しているのかお伺いします。

二点目、県内で基本報酬引下げ分を支援する市町村が出てきた場合、県はどのように対応するのかお伺いします。

三点目、県として、国に対し訪問介護の基本報酬の引下げを撤回するよう要望すべきと考えますが、県の認識をお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 田端議員にお答えいたします。

私からは、まず、PFASに係る米軍三沢基地への認識と対応についてお答えいたします。

五川目堤で国の暫定指針値を大きく上回るPFASが検出されたということについて、県では、調査結果判明後、速やかに文書で防衛省の認識や今後の対応を求めたところであります。

また、当時の木原防衛大臣にお会いした際に、私自らも三沢基地周辺で検出されているPFASに対する県民の皆様の不安払拭に向けて、防衛省として主体性を持って対応することを要望しております。

今後も、実効性ある措置を講じていただくべく働きかけてまいります。

続きまして、発達障がい者支援に関して、市町村にどのような支援を行っているのかについてお答えいたします。

県内三か所に設置している発達障がい者支援センターでは、市町村が適切に相談業務を行うことができるよう、市町村が行う学校や保育園等への巡回相談にセンター職員を同伴させるとともに、個別事例に係る検討会やスキルアップ研修会を開催するなどの支援を行っております。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 御質問二点にお答えいたします。

困難な問題を抱える女性への支援のうち、本県にも女性自立支援施設の設置が必要と考えるが、県の見解についてです。

本県では、婦人保護施設として県立青森婦人寮を設置していましたが、利用者数が極めて少ないこと等から昭和六十三年三月に廃止し、その後は青森県女性相談支援センター一時保護所等を活用しております。

一方、施設の廃止から三十五年以上が経過した現在、女性をめぐる課題は複雑化、多様化、複合化しているほか、令和六年四月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、新たな女性支

援の強化に取り組むことが求められており、令和七年度において、本県における女性自立支援施設の在り方について調査、検討を行うこととしております。

次に、困難な問題を抱える女性への相談窓口である市町村の体制整備への県の対応についてです。

国の困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針では、市町村は、困難女性等にとって最も身近な支援の端緒となる役割を果たすとともに、児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、困難女性等の支援の主体であるため、これらの部署が総合的に連携の上、困難女性等が必要とする支援を包括的に提供することとされております。

県では、令和六年三月に策定した第一次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画に基づき、困難な問題を抱える女性を支援するための市町村計画の策定や、相談支援の中心的な役割を担う女性相談支援員の市町村への配置を進めるため、令和六年十一月に困難な問題を抱える女性支援に係る市町村担当者説明会を開催し、市町村に対して困難な問題を抱える女性支援計画の策定や、女性相談支援員の配置を積極的に進めるよう依頼するなど、市町村の体制強化が進むよう取り組んでおります。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 御質問五点にお答えいたします。

まず、共生条例の目的についてであります。

本条例は、本県の自然環境、景観、歴史、文化等を良好な状態で未来に継承するとともに、自然、地域との共生を前提に、再生可能エネルギーの導入を円滑に促進していくことを基本理念とし、県、事業者及び県民の皆様の責務や、自然、地域と再生可能エネルギーとの共生に関する措置について必要な事項を定めることにより、本県の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図ることを目的としております。

次に、発電施設の附属施設もゾーニングの対象とすべきことについてであります。

条例が対象とする再生可能エネルギー発電施設は、発電機本体などエネルギー源を電気に変換する施設及びその附属施設としており、当該附属施設は、代表的なものとして、変圧器、送電線、管理用道路、柵扉などがあり、再生可能エネルギー発電施設の種別や立地場所など設置計画の内容に応じて広域的に設置され、また、その形態も多様なものとなっています。

こうした実態を基に、有識者会議で検討した結果を踏まえ、附属施設についてはゾーニングの対象とせず、事業者の設置計画に記載して、合意形成プロセスにおいて地域に説明し、理解を得るよう求めるとともに、知事による設置計画の認定の際に、附属施設も含め、自然、地域との共生が図られているかどうかにつき、審査することとしています。

次に、保護地域や保全地域の境界から一定の距離を緩衝地帯として定めることについてであります。

共生条例におけるゾーニングは、県が広域的な視点から客観的に確認できる法令の区域等に基づき行いますが、保護地域や保全地域でなければ保護、保全されないということではなく、その他の調整地域も含め、自然環境、景観、歴史、文化等の配慮すべき地域固有の要素等をガイドラインに示し、事業者に対して配慮を求めるとしてまいります。

加えて、合意形成プロセスにおいて、地域住民との意見交換会を通じ、地域の意向を踏まえた設置計画となるよう求めるなど、自然、地域との共生の観点から設置計画を認定する仕組みとしているものであります。したがって、緩衝地帯の設定がなくとも、ゾーニングと合意形成プロセスの二つの手法により、自然、地域と再生可能エネルギーとの共生が図られるものと考えています。

次に、保護地域などを定期的に見直す体制についてであります。
共生条例に定めたゾーニングや合意形成手続等については、条例施行

後に行われる関係法令の改正や社会経済状況の変化、制度に関する市町村の意見、さらには、共生条例に関する事項の調査、審議を担うことを予定している県環境審議会共生部会の意見を伺うなどしながら、必要な時期に見直すこととしています。

次に、三沢市五川目堤におけるPFASの検出状況についてです。

五川目堤の水質調査は、管理者である三沢市が昨年四月からこれまで計四回実施してきており、PFASの一種であるPFOS及びPFOAが、一リットル当たり四百二十ナノグラムから七百六十ナノグラムの範囲で検出され、国の暫定指針値である同五十ナノグラムを大きく上回っております。

一方、県では、三沢市と同時期に五川目堤の下流側の海域の調査を実施していますが、これまでの調査では、一リットル当たり〇・六ナノグラムから〇・八ナノグラムの範囲であり、全て暫定指針値を大きく下回っています。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問七点についてお答えいたします。

まず、昨年度から実施しているフッ化物洗口推進事業の内容についてお答えいたします。

本事業は、県内の小・中学校において、集団フッ化物洗口を普及させることを目的に、フッ化物洗口推進委員会で推進のための方策を検討した上で、市町村職員や歯科保健医療従事者を対象とした研修会を開催するとともに、未実施である市町村に個別に働きかけるなど、市町村及び市町村教育委員会の学齢期における虫歯予防対策を支援するものです。

次に、事業の実施に至った背景と、集団でフッ化物洗口を行うことについての県の認識についてお答えいたします。

フッ化物洗口については、令和四年三月に厚生労働行政推進調査の成果を受けたフッ化物洗口マニュアル二〇二二年版が取りまとめられ、同

年十二月には、国からフッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方が示されたことから、県では、市町村及び市町村教育委員会を通じ、小・中学校における導入支援を開始したものです。

集団でフッ化物洗口を行うことにより、全ての子供が家庭の生活環境によらず、また、個人の経済的負担なしに虫歯予防の効果をを得ることができるとともに、子供の歯と口の健康に関する意識の向上が図られます。

さらに、子供を通じて保護者等の意識の向上も期待されることから、集団フッ化物洗口は、歯と口の健康格差の縮小につながるものと期待しているところです。

次に、集団フッ化物洗口を導入した学校の一部の教諭から負担が増えたとの声が聞かれることに関する県の認識についてお答えいたします。小・中学校における集団フッ化物洗口の導入に当たり、県では、市町村及び市町村教育委員会に対し、フッ化物洗口液の種類を工夫し、管理や調整の負担軽減を図るなどの配慮を行い、教職員等から十分な理解と協力を得られるよう依頼しているところです。

引き続き、市町村及び市町村教育委員会に好事例を紹介するなど、フッ化物洗口の実施が教職員にとつて過度な負担とならないように支援してまいります。

次に、発達障がい者支援に関わる医師等の人材育成について、県はどのように取り組んでいるのかについてお答えいたします。

県では、平成二十九年度から毎年度、医師をはじめとする発達障がい児者の支援者を対象に、発達障がいに関する対応力の向上を目的とした研修会を開催しています。

これまでの受講者数は延べ五百四十一名、そのうち、医師が延べ百六名となっています。

次に、令和六年四月から訪問介護の基本報酬が引き下げられたが、県は県内の訪問介護事業所の現状をどのように認識しているのかについ

てお答えいたします。

国は、今般の介護報酬改定における訪問介護の取扱いについて、基本報酬は引下げとしたものの、加算を高く設定したことから、訪問介護は全体としてプラスの改定としたものと説明しており、県としては、現時点で県内の訪問介護事業所に格別の影響が生じているとは認識しておりません。

次に、県内で訪問介護事業所に対し、基本報酬の引下げ分を支援する市町村が出てきた場合に、県はどのように対応するのかについてお答えいたします。

現時点で、訪問介護事業所に対し、基本報酬の引下げ分を支援する市町村はないと承知していますが、県としては、今後とも、現場の声も伺いながら、各事業所に対し、処遇改善加算をはじめ、各種加算の取得を促していくとともに、引き続き必要な介護サービスが確保されるよう、市町村との連携による介護サービスの基盤整備や介護人材の確保、定着に取り組んでまいります。

最後に、県として、国に対し訪問介護の基本報酬の引下げを撤回するよう要望すべきとの考えに対する県の認識についてお答えいたします。繰り返しになりますが、国は、今般の介護報酬改定における訪問介護の取扱いについて、基本報酬は引下げとしたものの、訪問介護は全体としてプラスの改定としたものと説明しています。

県としては、現時点で国に対し訪問介護の基本報酬の引下げを撤回するよう要望する予定はございません。

なお、介護報酬の改定は、原則として三年に一度実施されますが、県では、令和六年度介護報酬改定について、物価高騰を踏まえた改定の効果と、訪問介護等における基本報酬の引下げ等の影響を適切に検証し、必要に応じて介護報酬の臨時改定等の措置を講じるよう、令和六年八月に全国知事会を通じて国に要望したところでございます。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 特定利用空港・港湾についての質問二点のうち、まず、これまでの経緯についてお答えいたします。

昨年十月九日、内閣官房、国土交通省及び防衛省から県に対し、県が管理する青森空港及び青森港を特定利用空港・港湾の対象として考えているとの説明があったことを受けて、県では、これを受け入れるかどうかの検討を進めているところです。

一方、県としては、空港及び港湾が所在する青森市の意向も重要であると考え、国に対し、同市への説明の機会を求め、先月十日に国から同市に対して説明が行われたことを受け、十九日に公表したものです。

次に、受入れに反対すべきとお考えに対する県の見解についてお答えいたします。

内閣官房のホームページに掲載されている総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備に関するQ&Aには、特定利用空港・港湾となることで、有事において攻撃目標となるのではないかと、の質問に対し、特定利用空港・港湾は、新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置するといったことを目的とするものではないこと、自衛隊、海上保安庁は、これまで民間の空港、港湾を利用してきていること、さらなる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けることとなるものの、そのような枠組みが設けられた後も、自衛隊、海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えないことが回答されています。

県としましては、地元青森市や空港・港湾関係者の御意見を踏まえながら、県としての対応方針について検討を進めてまいります。

○副議長（寺田達也） 危機管理局長。

○危機管理局長（豊島信幸） 御質問三点にお答えいたします。

まず、小川原湖での米軍オスプレイによる訓練再開についてでございます。

米軍オスプレイの運用につきましては、外交、防衛に関わる国の専管事項であるものと認識しております。県といたしましては、訓練の実施に当たっては、事故が起らないよう安全対策に万全を期し、安全飛行に十分留意していただきたいと考えております。

続きまして、原子力防災対策について、複合災害を想定した避難計画の策定についてでございます。

原子力災害に備えた住民を対象とした避難計画は、関係市町村でそれぞれ策定しております。

複合災害につきましては、様々な状況に応じて、各自治体をはじめ、国や関係機関等と緊密に連携しながら柔軟に対応していきたいと考えておりまして、引き続き訓練を重ねてまいることとしております。

三つ目でございます。複合災害が発生し、屋内退避や避難等が困難な状況についてでございます。

原子力災害の発生のおそれがあるとき、自宅での屋内退避が困難な場合は、最寄りの指定避難所などにおいて屋内退避を行うこととなります。

県といたしましては、市町村と連携しながら、屋内退避等の防護活動を迅速かつ的確に実施するとともに、防護施設の整備や各施設での資機材の拡充等を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問七点にお答えいたします。

まず、県内公立中学校教員の免許外教科担任の直近三年間の許可件数についてお答えします。

県教育委員会では、教育職員免許法に基づき、中学校等において必要な教科の教員を配置できない場合は、同じ学校内の他の教諭等に所有する免許状の教科以外の教科を担当することを許可しています。

県内公立中学校における免許外教科担任の許可件数は、令和三年度は二百四十四件、令和四年度は二百四十七件、令和五年度は二百七十件と

なっています。

次に、県内公立中学校において、免許外教科担任の解消を図るための取組についてお答えします。

中学校は、各教科の免許状を所持する教員が授業を行う教科担任制が原則となります。しかし、公立中学校の教職員は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき配置を行っており、四学級以下の学校には十教科全部の教員を配置できない状況です。

このため、県教育委員会では、教科指導等充実事業を実施し、四学級以下の学校を有する市町村に非常勤講師を配置しており、令和六年度は県内十九市町村に配置しています。

また、教員採用候補者選考試験において、複数の教科の免許状を有する者に対し加点しているほか、弘前大学等で開催されている免許法認定講習について県内各学校等に周知しており、これらの取組により、免許外教科担任の解消に努めています。

次に、免許外教科担任を解消するため、正規教員の採用者数を増やすべきと考えるがについてお答えします。

正規教員の採用者数については、将来の退職者数、学級数の増減等を総合的に勘案して決定しており、今後も児童生徒数の減少や学校統廃合等に伴う定数減が予想される中、定年引上げや中長期的にバランスの取れた年齢構成とすることなども考慮しながら決定していく必要があるものと考えています。

県教育委員会としましては、今後とも、教員の退職者数、児童生徒数の推移及び学校統廃合等を見極めながら、適切な教員の配置に努めていきます。

次に、教員の不足を生じさせないために、義務標準法の改正を国に要望すべきと考えるがについてお答えします。

公立中学校の教職員定数は、いわゆる義務標準法に基づき、生徒数か

ら算出される学級数などから算定しています。

教職員定数の充実については、第一義的には国の責任において実施されるべきものであることから、これまでも全国都道府県教育長協議会を通じて要望してきました。また、昨年六月には、本県の重点施策提案として同様の内容を要望するとともに、十二月にも青森県議会議長との連名により、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、実施するよう要望しており、今後も国に要望していきます。

次に、本県の公立小・中学校における不登校児童生徒の状況についてお答えいたします。

文部科学省の調査によると、令和五年度の本県における不登校児童生徒数は、公立小学校で八百八十四人、公立中学校で千九百二十七人となっています。これを児童生徒千人当たりに換算すると、公立小学校では、前年度の十一・五人から十七・〇人に、公立中学校では、前年度の五十七・六人から六十九・八人といずれも増加しています。

次に、校内教育支援センターへの人的配置に係る対応についてお答えします。

校内教育支援センターでは、管理職や授業の空いている教員のほか、地域ボランティアや支援員等の協力を得ながら、児童生徒への支援を行っています。

県教育委員会では、校内教育支援センターでの支援を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用することを促しており、さらに、令和七年度は、国の事業を活用して支援員を配置する市町村に経費を助成することとしています。

次に、青森県公立夜間中学設置検討委員会の検討状況についてお答えします。

県教育委員会では、本県における公立夜間中学の基本的な考え方や課題について、学識経験者などから意見を聴取することを目的に、令和六年八月に青森県公立夜間中学設置検討委員会を設置するとともに、これ

までに会議を三回開催し、協議を重ねてきました。

今月開催する第四回検討委員会では、これまでの協議を踏まえ、青森県における公立夜間中学設置の基本的な考え方として、夜間中学の設置主体や設置形態、設置場所、開設時期、入学対象者等について取りまとめることとしております。

○副議長（寺田達也） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） 再質問させていただきます。まず、集団フツ化物洗口についてです。

先ほどの説明で、目的はフツ化物洗口の普及だということが分かりました。歯と口の健康の基本は、あくまでも虫歯の原因であるプラークをできるだけ作らない食事や生活、プラークを取り除くことにあり、フツ化物洗口は、虫歯の成り立ちの一部である歯の質を虫歯になりにくくさせる効果があるということで、フツ化物洗口さえすれば虫歯がなくなるというものではないということを確認したいと思います。また、安全性は高いとはいえ、フツ化物洗口の原液は劇薬扱いです。鍵のかかるところに保管するなどの扱い、十分な管理が必要だということです。

既に導入している市町村では、薬剤師会の全面的な協力で実施しているところ、価格が三倍の希釈液を購入しているところ、学校で職員が希釈して準備しているところなど、地域や学校規模で教職員の負担は大きく違っています。

虫歯の数の指標となるDMF指数や健康指導の取組は、地域や学校、個人によって大きな差があるところです。学校は、御存じのように分刻みで教育課程が組まれており、途中からの導入や安易な導入は学校の多忙化を加速させることにつながります。子供のためならということで、これまでたくさんの方が学校に持ち込まれ、その積み重ねで教職員の長時間過密労働があることもぜひ知っていただきたいと思います。

市町村単位での一斉導入にこだわることなく、導入については学校現場の判断を尊重すべきと考えますが、この点について県の考えをお伺い

します。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） まず、フッ化物洗口についてでございますが、虫歯予防のための取組でございまして、歯肉炎の予防には、従来どおり歯間ブラシ等の補助用具も使用した丁寧な歯磨きと定期的な歯科健診の受診が重要と考えております。

また、導入にしましては、繰り返しとなりますが、引き続き、市町村及び市町村教育委員会と好事例を紹介するなど、フッ化物洗口の実施が教職員にとって過度な負担とならないように支援してまいりたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） もう一回確認したいんですが、市町村単位での導入ではないということでしょうか。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 導入にしましては、市町村及び市町村教育委員会に丁寧の説明し、導入を検討していただくこととしておりますので、学校単位で導入していただくこととなっております。

○副議長（寺田達也） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） 各学校の現場の状況に合わせて教育活動として導入されるよう、そのことが結果としてフッ化物洗口の効果を高めることだと思いますので、ぜひ学校現場の意見を尊重していただきたいと思っております。

二つ目ですが、共生条例についてです。

共生条例の基本的な考え方の三つ目に、県、市町村、事業者、県民のそれぞれの役割について定められています。共生条例が機能するために最も重要なことは、県民が実質的に関わっていくことだと私は考えています。県民の役割として、協議会、説明会への参加が明記されていますが、これまでの様々なやり方を見て、県民がしっかり参加するというこ

とが難しい面が多々見られたように思います。

県として、県民の協議会、説明会への参加をどのように進めていくのか、また、共生条例について、引き続き有識者が何らかの形で関わっていくことも必要だと考えますが、県の考えをお伺いします。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 共生条例につきましては、ゾーニングに加えて、環境影響評価手続開始前の段階から地域住民の皆様との意見交換会の開催を要請するなど、合意形成手続を大きな柱としているところであります。したがって、知っていただくことは非常に大事でございますので、平成七年度（後刻「令和七年度」に訂正）において、県民を対象とするシンポジウムを開催すること、あるいは共生制度についての理解促進に向けた取組を行うほか、市町村向けの制度説明会を実施することとしており、本定例会に関連する予算を計上し、御審議いただいているところであります。

失礼いたしました。今、平成と申し上げましたが、令和七年度の誤りでございます。

また、引き続き、有識者を含めた見直し体制が必要との御意見でございましたが、繰り返しになりますが、共生条例に関する事項の調査、審議をする機関といたしまして、県環境審議会共生部会の意見を伺うなどしながら、適切な運用や見直しの検討を行っていきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） 県民の関わり方、これまでのやり方だけでは不十分だと私は考えるんですね。やっぱり積極的に、今回の条例に関しては本当にいいチャンスだと思いますので、県も県民がどのように関わればいいのか具体的に後押しをしていただくような形にしていただければいいかなと思っています。

あともう一つ、条例ができた後の見守りというか、それに関する審議

会共生部会があるということです、それもちよつと安心しました。

次に、特定利用空港・港湾指定について再質問させていただきます。

一昨年、二〇二三年九月から、国は候補地を公表しないまま、水面下で関係自治体に、防衛省、国土交通省、内閣官房の担当者等が説明を行っています。その際、空港や港湾のインフラ整備は、空港の滑走路延長で、大型旅客機、港湾の整備で大型クルーズ船の受入れも可能となり、観光客の増加につながるなどの経済効果を前面に出して、いわゆるあめを用いていたとする報道もありました。

既に昨年十二月二十日時点で八つの空港、二十の港湾が指定されています。ただし、候補となった自治体や関係団体でも国の説明が不十分であるとして、受入れに応じていないところもあります。県の判断は何を基準に、どのような過程を経て判断されるのかお伺いします。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 十月九日に、特定利用空港・港湾に仮に対象となった、指定を受けた場合の様々な内容について国から御説明を受けておりまして、それに対して、私どもは国にその内容について確認作業を進めているところでございます。

先ほどお話ししましたとおり、今後、青森市及び港湾空港利用者の意向を確認いたしまして、その内容も踏まえながら最終的に判断してまいりますと考えております。

○副議長（寺田達也） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） いつ頃までに決定をするとか、そういうことはあるのでしょうか。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 現時点で関係者への説明の日程等がまだ確定しておりませんので、具体的な最終判断の時期についてはお示しする段階にないと考えております。

○副議長（寺田達也） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） 青森県が基地県であることは皆さんも十分御

承知のことだと思います。青森県の軍事関連施設を検索してみると、青森県の地図が出てきます。自然豊かな農業県とは違う、もう一つの青森県の姿を見ることができます。軍事施設は、有事の際に攻撃目的となり、危険そのものです。それ以上に、有事に備えるとして平時から訓練が行われることから、生活に及ぼす影響は計り知れません。県民の生活を守り、命を危険にさらさないという立場で賢明な判断をしていただくよう、切にお願いいたします。

最後に、教育について、再質問ではありませんが、要望をお話ししたいと思います。

義務標準法の改正についてです。強力に国に要望していただきたいという立場でお話しさせていただきます。

教員不足は本当に深刻です。八戸市の場合、校長先生が二十人お辞めになるんですが、再任用を希望する方はどれほどいるのか。県教育委員会のもくろみが本当に覆るような退職者数になると言われています。

この教員不足なんですが、先ほど教員採用について、教科の面であるとか、子供の削減によるものであるとか、見通しを持って正規採用数を決めてきたという説明がありました。そのことは二十年ずっと続けられて、その結果、今、教員不足になっているということをぜひ直接感じていただきたい。学校の先生方は忙しいだけでは辞めません。それではなくて、教育の場が人材育成の場になっている、教育をする場になっていないことに希望を失って去っていく教員が多いことをぜひ皆さんに知っていただきたい。

学校に教育を取り戻すためにはどうしても人が必要です。青森県で知事が立ち上げた有識者会議でも、本当に取り組んでいただいています。アンケートも大規模なアンケートをしていただきました。その中で先生が足りないというのが一番大きい声だったんじゃないでしょうか。そのことをぜひ受け止めていただいて、青森県の教育に頑張りたいという教

員が増えるような施策をこれから一緒に考えていけるようにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（寺田達也） 五分間休憩いたします。

午後二時十分休憩

午後二時十六分再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

四十七番伊吹信一議員の登壇を許可いたします。――伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 公明党会派の伊吹信一です。

令和七年が明けて、大規模な地震に見舞われることなく、大過なく正月を過ごせるかと思った矢先、豪雪に見舞われ、災害級の対策本部設置となり、これから春を迎える中、特に農業被害を中心とする被害の全容が明らかになると思われます。気候変動もあり、陸奥湾の養殖ホタテ事業をはじめとする本県を取り巻く様々な環境に影響を及ぼす状況が続いております。

本日、この場に立つ前に、気象予報、また、分析の専門家の方にこうした状況等をどう受け止めればいいのかについて助言をいただきました。そうしたところ、やはり思っていたとおりといいますか、ここ数年続いている豪雨災害、また、災害の激甚化等は今後も十分あり得る、想定外ということが今後も起き得ると思つて様々な対策を考えていく必要があるでしょうとのことでありました。そういうことも踏まえながら、順次通告に従いまして質問をさせていただきたいと思ひます。

宮下知事におかれては、本場に寸暇を惜しんで激務の中を走っておられる姿も十分拝見していますし、それを支えておられる両副知事、また理事者、職員の皆様方も大変御苦労されていることも十分理解してまなお、県民の安全・安心のために何ができるのかを共に考えていきたいと

思ひますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、共同経営・統合新病院整備を見据えた各種施設の方向性について伺いたいと思ひます。

県営スケート場及びサンドームの移転整備についてであります。

共同経営・統合新病院整備に向け、基本設計委託費をはじめとする計画案に基づく関連経費が上程されております。統合新病院の整備場所の見直しに伴う県営スケート場及びサンドームの移転整備に向けた移転先と移転スケジュールの動向に県民の関心が高まっております。

昨年九月十六日に、県知事と青森市長の会談において、県営スケート場周辺を統合新病院の整備候補地とすることに合意し、共同会見が行われました。その際、サンドームは青い森セントラルパークへ移転整備することも表明され、代替施設の完成、移転後に解体し、跡地には統合新病院の来院者用立体駐車場を整備することも議会に対して説明資料で明らかとなっております。

第八十回国民スポーツ大会の競技会場となる県営スケート場は、大会終了後に解体工事に着手することですが、移転先はまだ明らかにされておりません。両施設とも新たに移転整備することにより、施設を利用できない空白期間が生じるのではないかと懸念する声が上がっております。

そこで、利用者のニーズに配慮した移転整備を進めることが重要と考えますが、県は今後どのように進めていくのか伺いたいと思ひます。

青森操車場跡地について伺ひます。

青森市は、青森操車場跡地への新駅整備を青森県都市計画マスタープランに即して策定している青森市都市計画マスタープラン及び青森市立地適正化計画等に位置づけ、県への重点事業要望項目として毎年要望しております。

昨年九月十六日の県知事と青森市長の合意に伴う課題解決のため、公共交通の整備に向けて、青い森セントラルパーク地区への新駅整備の検

討を含め、早急に県と青森市がそれぞれの役割を果たしながら連携して検討を進めていくことを確認しています。また、青い森セントラルパークへの新駅整備と新駅からのアクセスを含めたコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに向け、県と青森市による検討会議を立ち上げ、まちづくりビジョンを策定し、市街地整備を実行していくとしています。

青森操車場跡地への新駅は青い森鉄道線の利用者増につながることから、鉄道運行会社である青い森鉄道株式会社も、県と青森市が新駅設置を決定した場合には、積極的に協力したいとの考えを明らかにしております。新駅整備に向けた関係者間のこうした意向が明らかにされたことも踏まえ、青い森セントラルパークへの新駅整備についての検討を加速させるべきと考えます。

そこで伺います。

青森操車場跡地への新駅整備について、県は今後どのように対応していくのか伺います。

にぎわいと交流を創出するボールパークの整備について伺います。

県は、昨年五月にボールパーク整備検討会議を設置し、基本計画策定に向け、これまで三回の会議を重ねてきました。これまでの会議では、野球場を核とするボールパークは、プロ野球公式戦の一軍戦の試合にも対応できる内容で整備すること、野球以外のスポーツやイベント等、複合的な利用を想定することを整備検討会議で整理しています。年度内に第四回目の整備検討会議を予定しているようですが、基本計画策定の大前提となる整備場所についても明らかにする時期に入ったと思います。

知事は、青森市への整備を基本に、にぎわいと交流の創出を図るボールパークにしたいとの考えをこれまで度々述べていることから、交通アクセスにも優れ、日常的に足を運びやすい公有地への整備が基本になるものと思います。

そこで、ボールパーク整備の今後の進め方について、県の考えを伺い

ます。

県立中央病院と青森市民病院の統合新病院整備に係る設計業務について伺います。

共同経営・統合新病院に係る基本計画案が三月十九日までの期間でパブリックコメントに付されています。三月十七日に県知事と青森市長が出席して開催される公聴会に先立ち、三月一日には県営スケート場周辺の住民を対象とした懇談会が非公開で開かれ、基本計画案とは異なる浜田中央公園側への整備を望む意見が多かったと報道されています。

また、基本計画案で道路拡幅を想定している県営スケート場東側の都市計画道路三・四・二三号浜田豊田線沿いの移転を余儀なくされる住宅や店舗は、不安を抱えていることと思います。県知事と青森市長には公聴会での意見に耳を傾けていただいた上で、丁寧な対応と基本計画案の一部修正も含めた慎重な判断をお願いしたいと思います。

そこで伺います。

令和七年度に着手予定の基本設計については、現場の声の反映など様々な調整が必要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

資材高騰や人員不足の中、公共施設の入札不調のニュースが度々報道されるようになっていきます。大阪万博や首都圏開発需要に加え、大型病院の建て替え案件が全国的に重なっていることもあり、無理ができない建設及び設備関連業界の事情が背景にあるようです。県内でも入札不調後に積算事業費を見直して再公告したものの、不落となり、今月三回目の入札を控えている公共施設の建設計画の遅れが懸念されています。

そこで伺います。

実施設計の発注方式については、資材高騰や人員不足による入札不調リスクを考慮して検討すべきと考えますが、県の考え方について伺います。

続いて、本県医療機関と療育福祉センターとの連携について伺いま

す。

県立あすなろ療育福祉センターが常勤医師の確保が困難となり、福祉型施設へ転換してから十年が経過しました。今年度の青森県療育福祉センター運営あり方検討会において、県立あすなろ療育福祉センターは福祉型として存続させ、令和七年度に施設の在り方について、コンサルを入れて検討することです。

老朽化が著しい県立さわらび療育福祉センターは、移転新築する方針とのことです。県立さわらび療育福祉センターの移転新築は妥当だと思えますし、県立あすなろ療育福祉センターについても、県立青森第一養護学校と共に、できる限り統合新病院近隣に移転新築するように、この場から重ねて要望させていただきたいと思えます。その際、県立青森若葉養護学校との併設についても検討してはいかがでしょうか。

県立あすなろ療育福祉センターは、常勤医師の確保が難しい状況は大きく変わっていないと認識しています。あすなろ療育福祉センターと県立中央病院や国立病院機構青森病院での受診のため、心身ともに疲労感を感じていると、利用者の御家族から悲痛な訴えをお聞きしております。

医療的ケア児の在宅支援センター事業は、統合新病院に引き継がれることとなります。NICUを備える統合新病院が医療的ケア児や重症心身障がい児者に必要な医療を担うことが医療の一貫性からも適切だと思えます。重症心身障がい児者が入所及び通所利用する県立あすなろ療育福祉センターは、療育機能と福祉機能を充実させ、医療機能については統合新病院に委ねるべきと私は考えます。

そこで伺います。

障がい児医療、療育に対応するためには、統合新病院と青森県立あすなろ療育福祉センターとの連携強化や、院内の周産期医療部門と小児医療部門の連携強化などが必要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

療育福祉センターの基本方針において、以前の医療型への再度の転換を行わないこととした理由について伺います。

療育福祉センターの医療型への再度の転換を行わないのであれば、統合新病院などの医療機関に医療的ケア児を含む重症心身障がい児者等への医療機能を担わせるべきと考えますが、県の見解を伺います。

新青森駅西口の渋滞対策について伺います。

新青森駅では、西口駐車場ゲート周辺で年末年始の帰省客の送迎車両による大渋滞が報道されておりました。新青森駅での乗降送迎車両による渋滞は、年末年始に限らず、お盆や祭り期間、ゴールデンウィーク等の大型連休期間にも毎年発生しているため、私は二〇一一年からこの問題を度々取り上げ、改善を求めてきました。

その結果、青森市は、現在、警備員を増員して対応しておりますが、西口ゲートに面する片側一車線の道路は、降雪時期には道路幅員が狭くなります。駅西口の渋滞緩和のため、東口駅前広場への一般送迎車両用の一時停車区域を設定すべきと思います。

そこで伺います。

新青森駅東口に送迎用の乗降場を設けるべきと考えますが、今後の対応を伺います。

半島地域における防災対策について伺います。

公明党派は、能登半島地震を踏まえ、津軽、下北両半島の事前防災の促進に向け、半島振興法に規定される自治体からの課題のヒアリング、被災地調査や防災研修等を重ね、半島地域において取り組むべき事前防災の対策を取りまとめたところです。災害リスクへの対応強化のため、地域防災計画や受援計画、共助力、自助力の強化、輸送・通信インフラの強化、耐震化の強化推進、避難所環境整備の強化推進をはじめとする切れ目のない被災者支援、災害発生時、迅速、確実に対応できる教育訓練の実施などを柱とする対策を宮下知事及び国へ要望書として提出させていただきました。

今年度期限を迎え、延長される予定の半島振興法においても、より一層、防災対策の強化と福祉の充実に取り組んでいくことが検討されていると承知しています。

そこで伺います。

大規模災害時には、自助、共助の取組が一層重要であると考えますが、令和七年度の制定を目指している防災基本条例について、制定を目指すに至った背景及び位置づけを伺います。

半島防災においては、災害備蓄をはじめとした避難所環境の整備が重要と考えますが、県として、半島地域における避難所環境整備について、どのように進めていくのか伺います。

県道今別蟹田線小国峠区間の道路整備について伺います。

主要地方道今別蟹田線（県道十四号）小国峠区間の道路整備については、青森圏域重点事業要望項目として毎年要望されています。令和二年一月二十九日の今別町、外ヶ浜町両町長から県への小国峠の凍結による危険性からの回避及び峠の平たん化整備を求める要望書提出から始まった小国峠区間のバイパス整備に向けては、県は、課題整理のため、今別町と外ヶ浜町との勉強会を重ねてきたと承知しております。

一般車両に加え、ＪＲ津軽線蟹田駅―三厩駅間の津軽線廃線に伴うバスの安全運行確保が重要となっております。また、青函トンネルの避難駅でもある奥津軽いまべつ駅に至る半島防災の地政学的理由からも、県道十四号小国峠区間の道路整備に向けた早期の事業化が必要です。概略設計、ＪＲ北海道との協議、調整も経て、早期事業化に向けた整備方針とルート案が今別町と外ヶ浜町に示されたと思います。国の補助事業や交付事業の活用について、事業化に向けた国との早期の協議を期待するものです。

そこで、今年度の取組状況と早期事業化に向けた今後の予定について伺います。

道路除排雪体制の見直しについて伺います。

今冬の豪雪災害で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。今冬の豪雪を通じ、幹線道路や補助幹線道路、生活道路、それぞれの道路除排雪の課題が指摘されています。

青森市では、幹線道路、補助幹線道路の除排雪作業はおおむね進んでいたと思いますが、生活道路の除排雪作業が大幅に遅れ、県民生活に混乱が生じる結果となりました。幹線道路、補助幹線道路への出勤要請が繰り返されたものの、生活道路への出勤が指示されなかったことが大きな原因だったことが事業受託事業者からの聞き取りで確認しております。除排雪作業予定区間の公表を県内全域に広げるべきと思います。

また、歩道除雪のスクラム除雪が年々難しくなってもおります。青森駅西口通りでは、スクラム除雪に協力する担い手が年々減少し、今冬は二名で実施していましたが、このスクラム除雪の取組も今冬が最後になるとのことです。

児童生徒が歩道を歩行できない通学路の安全対策も抜本的な対策が見いだせていません。青森市沖館第二町会から新田町会にかけての国道二百八十号では、頻繁に往来するバスや大型車両を避けながら子供や高齢者が道路を歩いています。歩道の除雪をお願いしているものの、降雪量に対応は追いついていません。

国道七号や四号の四車線化未整備区間や、青森市のベイブリッジや八甲田大橋などでのスタック車両発生や、事故発生に伴う渋滞も課題です。降雪時の事故や大渋滞の拡大未然防止につなげるため、幹線道路や補助幹線道路などで事故が発生した際には、県警察から道路課への事故発生場所の情報の共有と公表を通じた渋滞緩和対策に着手するよう、この場から要望したいと思います。県には、道路除排雪体制の見直しに向け、国や青森市と共に課題抽出と対策を検討していただきたいと思います。

そこで、二点伺います。

今冬の豪雪等を踏まえた道路除排雪の課題について伺います。

今冬の課題を踏まえ、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

続いて、大規模な道路陥没事故を未然に防ぐための取組について伺います。

まず、路面下空洞調査についてです。

県は、平成三十一年から令和五年度にかけて、社会資本総合整備計画に基づく予防保全対策として、緊急輸送道路を対象とした大規模な道路陥没事故を防ぐための路面下空洞調査をはじめ、路面性状調査、道路土工構造物点検等を行ったと承知しています。

そこで、路面下空洞調査のこれまでの取組状況について伺います。

続いて、県内の下水道管における老朽化対策について伺います。

一月二十八日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没によるトラック転落事故に当たり、運転されていた方の一刻も早い発見と救出が待たれるところです。心が痛むばかりです。救出作業を阻んでいる下水道管内部の大量の水と高濃度の硫化水素の怖さと、事故の未然防止に向けた下水道管の老朽化対策の重要性を再認識したところです。

そこで、県内の下水道管における老朽化対策の状況について伺います。

また、埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、県では老朽化対策にどのように取り組んでいくのかについても伺いたします。

大学等卒業者の県内定着について伺います。

県は、県内大学を中心に、産学官のネットワーク「おおもり人材育成・県内定着促進協議会」を設立しました。今後、大学生の県内定着につなげる取組を進めることとしております。

そこで、県内の新規大学等卒業者のうち、県内就職希望者と県内就職内定者の割合について、近年の状況を伺います。

続いて、おおもり人材育成・県内定着促進協議会が設定した目標を達成するためには、産学官が連携して取り組むことが必要と考えますが、

どのように取り組んでいくのか伺います。

陸奥湾におけるホタテガイ養殖業の振興について伺います。

陸奥湾ホタテガイ総合戦略が昨年十月策定され、令和十六年度までの計画期間で事業が進められつつあります。一方、高水温の影響もあり、二〇二四年は三万トンを、平成以降で最も少ない水揚げ量になったことが報告されています。総合戦略の取組を加速する必要があります。また、ホタテガイ養殖業の副業の柱の確立にも積極的に取り組むべきだと思います。

そこで、二点伺います。

陸奥湾におけるホタテガイの生産状況について伺います。

陸奥湾ホタテガイ総合戦略に基づく生産高度化と経営力強化に向けた県の取組について伺います。

最後の質問です。自然・地域と再生可能エネルギーとの共生についてです。

県は、このたび共生条例を策定いたしました。この共生条例の対象となる再生可能エネルギー発電施設の種類及び規模の考え方について、まず伺います。

続いて、この共生条例の施行に向けた今後のスケジュールについても伺いたいと思います。

大変項目が多くなりましたが、県の皆様からの積極的な、前向きな答弁をお願いして、この場からの質問を閉じたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 伊吹議員にお答えいたします。

私からは、まず、県営スケート場及びサンドームの移転整備についてお答えいたします。

県営スケート場については、令和八年度の国民スポーツ大会終了後の令和九年度での解体を想定しており、来年度は移転整備に係る基本計画

を策定することとしております。関係団体や有識者からの意見だけでなく、利用者の意見も踏まえながら検討を進めてまいります。

サンドームについては、施設設置者であります青森市によりますと、スポーツ関係者、まちづくり関係者、地域住民の代表者などで構成する有識者会議を立ち上げて検討することであり、私としては、利用しやすい施設となるよう検討に協力していきたいと考えております。

続きまして、ボールパークの整備についてお答えいたします。

県では、ボールパークの整備に向けて、スポーツ、まちづくり、地域活性化、メディアなど、各分野の委員で構成する検討会議を設置し、ボールパークの果たす役割や機能などについて、様々な観点から幅広くに御議論いただいているところであります。

検討会議においては、野球場の規模や仕様、野球以外の多様なスポーツでの利用のほか、スポーツ以外でのボールパークの活用方法などについて検討いただいております。

私としては、検討会議における御議論の内容も踏まえ、ボールパークの在り方、整備場所についてさらに検討を進めた上で、来年度、基本計画を策定し、民間活力導入可能性調査を実施したいと考えております。早期整備に向け、着実に検討を進めてまいります。

続きまして、重症心身障がい児者等への医療対応についての見解についてお答えいたします。

あすなる療育福祉センター及びさわらび療育福祉センターでは、医療従事者等で構成される青森県療育福祉センター運営あり方検討会における意見を踏まえ、今後とも、それぞれ有床診療所及び無床診療所を併設した福祉型施設として、医療的ケア児を含めた重症心身障がい児者等に係る医療や療育、福祉サービスを提供していくこととしております。

また、両センターで対応が困難な人工呼吸器を装着するなど医療ニーズの高い方々に対する専門的な医療等は、国立病院機構青森病院がその中心的な役割を引き続き担うとともに、県立中央病院等、対応可能な医

療機関などでも確実な受入れが可能となるよう、連携体制を強化してまいります。

続きまして、防災基本条例の制定を目指すに至った背景及び位置づけについてお答えいたします。

本年一月、県内在住の十六歳から七十四歳までの二千五百名を対象とした防災意識調査を実施いたしました。これによりますと、防災に関する準備や行動している方が二八％、防災研修会等に参加したことがある方が九％、地域や学校での訓練に参加したことがある方が二三％、三日分の食料を備蓄している方が一八％となっております。これを見ますと、県民の皆様の防災に対する意識は決して高いものではないということがうかがえます。

昨年十一月に実施した県下一斉のシェークアウト訓練や、県民一人一人が防災に取り組むおもしろ防災チャレンジは、県民の皆様方に防災を自分事として捉えてもらい、自分の命は自分で守るということを広げる必要があると思います、取り組んだところであります。

来年度はこれに加え、本県の防災に関する基本理念や県民、事業者等の役割及び取組を明確にする防災基本条例を制定したいと考えております。条例案の検討に当たっては、自助、共助を担う県民等が参加する検討委員会を設置するなど、多くの県民に防災に対して関心を持つってもらう機会にしたいと考えております。

続きまして、道路除排雪に今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

降雪エリア内で効率的な除排雪を行うためには、道路管理者が連携し、DXも活用しながら、オペレーションの最適化や迅速な情報共有を図っていくことが重要です。

連携手法の一つとして、今冬に試行したスクラム除雪は、市道から掃き出された雪を国、県のダンプトラックで一斉運搬するものであり、今後の検証も踏まえながら、取組内容の一層の充実を図っていききたいと考

えております。

また、今冬は地域の枠を超えた広域的支援として、県内初となる除排雪資機材の市町村マッチングに取り組んだところであり、今後のルール化も視野に、地元の安心感につながるような仕組みを構築していきたいと考えております。

これらの取組も含め、今冬の豪雪対応を通じて得られた知見等を道路管理者間でしっかりと共有し、連携強化を図りながら今後も検討を重ね、より効率的な除排雪作業が実現できるよう取り組んでまいります。続きまして、大学等卒業者の県内定着に向けた産学官が連携した取組についてお答えいたします。

あおもり人材育成・県内定着促進協議会では、県内就職を希望する学生が学年の進行とともに減少していることや、工業分野と医療福祉分野で県内就職希望者が少ないことなどの課題を共有した上で、県をはじめ、大学や産業団体が検討を重ねた結果、来年度から新たに三十七の取組を進めていくことといたしました。

協議会が設定した目標を達成するためには、産学官が連携して取り組むことが必要不可欠です。大学は地域の魅力や可能性を学生が知り、体験する機会を増やし、産業団体や県内企業は学生のニーズに基づく職場づくりを進めるなど、構成機関が主体的かつ積極的に取り組むことに加えて、産学官による連携の下で学生と企業が交流する機会を数多く創出するなど、県としても政策資源を集中して取り組んでいくことで目標の達成を目指してまいります。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大山 力） 本県医療機関と療育福祉センターとの連携につきまして、障がい児医療・療育に対応するための県立あすなろ療育福祉センターとの連携強化や、院内の周産期医療部門と小児医療部門の連携強化などに関する取組についてお答えいたします。

統合新病院の基本計画案では、障がい児医療・療育への対応といたしまして、肢体不自由など障がいをお持ちのお子様に対する医療の確保のために、あすなろ療育福祉センターとの連携を強化する旨を掲げていることから、あすなろ療育福祉センターの所管部局による検討の方向性を踏まえまして、適切に対応したいと考えております。

また、統合新病院では、総合周産期母子医療センターとして、合併症などのリスクの高い妊産婦さん、低出生体重児などに対して高度な医療を提供するために、総合周産期母子医療センターと小児科病棟を近接して整備いたしました。運用面におきましても、定期的なカンファレンスによる情報共有などにより、これまで以上に周産期医療部門と小児医療部門が連携して診療を行うことができる体制を構築していきたいと考えております。

さらに、NICU（新生児集中治療室）などからの退院後も医療的ケアが必要なお子様に対する継続的なフォローアップなどに対応するために、医療的ケアなどを必要としながら在宅で暮らしになるお子様、そして、その御家族に対する支援を総合的に行う小児在宅支援センターを院内に設置いたしました。小児在宅支援の拠点としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

○副議長（寺田達也） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 大学等卒業者の県内定着のうち、県内の新規大学等卒業者の近年の県内就職希望者と県内就職内定者の割合についてお答えいたします。

青森労働局の資料によりますと、過去三年間の就職希望者における県内就職希望者の割合は、それぞれ三月末現在で、令和四年三月卒業者は四五・一％、令和五年三月卒業者は四〇・九％、令和六年三月卒業者は三八・七％となっております。また、令和七年三月卒業予定者は、一月末現在で三九・六％となっております。

同じく就職内定者における県内就職内定者の割合は、それぞれ三月末

現在で、令和四年三月卒業者は四四・七%、令和五年三月卒業者は四〇・三%、令和六年三月卒業者は三七・九%となっております。また、令和七年三月卒業予定者は、一月末現在で三七・八%となっております。

○副議長（寺田達也） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 御質問二点にお答えいたします。

初めに、新駅整備への対応方についてです。

青森操車場跡地への新駅整備については、その整備を要望している青森市との勉強会を通じ、諸課題の共有や意見交換を行ってまいりましたが、今後、青森市の、いわゆるまちづくりビジョンの中で、新駅整備の検討に必要な青森操車場跡地周辺の施設整備計画などが示されるものと認識しております。

青森市によるまちづくりビジョンの検討に当たり、県として、まずはまちづくりの観点から、また、鉄道事業者として協力していきたいと考えています。

続きまして、新青森駅西口の渋滞対策についてお答えいたします。

新青森駅の駐車場や駅前広場の設置管理者である青森市によりますと、新青森駅の周辺整備に当たっては、交通事故防止等の観点から東口をバスなどの公共交通用、西口を一般車両用と交通手段ごとに乗降場所を区分して整備した上で、混雑緩和対策として、誘導員の配置、駐車場空き情報のホームページでの発信、案内看板の設置などの取組を行っているとのこと。

今冬の大雪では、奥羽本線の運休などの影響もあり、西口駐車場が十二月と一月の二か月で二十二日も満車となるなど、駐車場や周辺道路の混雑が数多く発生しましたが、青森市では、東口への一般車両の乗り入れについては、利用者の混乱や交通事故防止の観点から、現時点では考えていないとしています。

県としては、本県の玄関口である新青森駅の利便性向上が重要と考えていることから、JR東日本とも連携の上で、青森市に対して、新幹線

利用者の増加等の利用実態を踏まえながら、東口の活用も含めて駅利用者の利便性の向上に取り組むよう働きかけていきます。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 御質問二点にお答えいたします。

まず、共生条例の対象となる施設の種類及び規模の考え方についてです。

本条例の対象となる再生可能エネルギー発電施設の種類のについては、本県において導入件数が多く、地域とのトラブルに発展するおそれのある陸域での太陽光発電施設及び風力発電施設としています。

また、対象規模は、電気事業法において、経済産業大臣に対して工事計画の届出が義務づけられている規模を参考として、太陽光に関しては出力が二千キロワット以上のもの、風力に関しては五百キロワット以上のものとしていますが、建物の屋根や壁面などに設置される太陽光発電施設及び再エネ海域利用法により国が調整等を行う海域に設置される風力発電施設については、本条例の対象外としています。

次に、共生条例の施行に向けた今後のスケジュールについてです。

本条例に係る施行規則については、今月二十二日までを期限として実施しているパブリックコメントを踏まえて定める予定としており、また、施行規則の制定後、速やかに市町村や事業者が手続や申請等を行う際の指針となる条例及び規則に関する詳細な事項を記載したガイドラインを作成する予定としています。

その後、本年七月一日の条例の施行までの間に、県民の皆様及び事業者の方々を対象といたしまして、共生制度に関する説明会等の周知機会を設けるほか、市町村向けの説明会も開催する予定としています。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 療育福祉センターの基本方針において、以前の医療型への再度の転換を行わないこととした理由についてお

答えいたします。

あすなろ療育福祉センター及びさわらび療育福祉センターは、平成二十五年度までは医療法上の病院でしたが、本県における障がい児者医療の専門医等の医師不足を背景として、必要な医師の確保ができないことや、県内の重症心身障がい児施設が満床状態で新規入所の受入れができないといった課題に対応するため、平成二十六年度に両センターの重症心身障がい児者病床を国立病院機構青森病院に集約し、診療所併設の福祉型施設に転換した経緯があります。

これにより、青森病院を中心とした障がい児者の医療・療育・福祉サービスの提供体制が構築され、重症心身障がい児施設の満床状態はおおむね改善されているところですが、専門医等の医師の不足は依然解消されていない状況にあります。

このため、県では、医療的ケア児の受入れなど医療ニーズの多様化への対応も勘案し、専門的な医療を担う青森病院を中心に、両センターと他医療機関との連携をさらに強化していくものとしたため、医療型への再度の転換は行わないこととしたところです。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 陸奥湾におけるホタテガイ養殖業の振興に関する御質問二点にお答えいたします。

まず、陸奥湾におけるホタテガイの生産状況についてです。

令和六年の陸奥湾におけるホタテガイ生産量は約三万トン、生産額は約八十二億円で、生産量が過去五か年平均の四〇％、生産額が過去五か年平均の六三％の水準となっています。

この主な要因としては、令和五年、令和六年と二年連続の高水温で大量にへい死したことや、養殖期間の短い半成貝に生産が偏重していることによる親貝不足などが挙げられます。

また、昨年十一月に実施した陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査の結果では、令和六年産の稚貝のへい死率は全湾平均で四六％と、平年の一三％を大きく上回ったほか、親貝となる成貝と新貝の保有枚数は約七千四百

万枚と、安定採苗に必要とされる目安を下回っている状況です。

次に、陸奥湾ホタテガイ総合戦略に基づく生産高度化と経営力強化に向けた県の取組についてです。

陸奥湾ホタテガイ総合戦略では、県と関係団体等が力を合わせ、陸奥湾のホタテガイ養殖業が直面する課題を克服し、安定生産と成長産業化の実現を目指すこととしています。

このため、県では、生産高度化に向け、漁場環境のより詳細なデータを収集できるよう、海況自動観測システムの機能を強化するとともに、県産業技術センター水産総合研究所と連携し、蓄積されたデータに基づく採苗不振メカニズムの解明や、高水温に対応した養殖技術の開発を進めることとしています。

また、経営力強化に向けては、養殖作業の効率化につながる協働モデルの構築やDXによるスマート養殖を推進するほか、安定出荷に向けた貝毒の監視体制の強化や、新規就業から定着までを支援するプログラムの策定などに取り組むこととしています。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 御質問五点にお答えいたします。

まず、県道今別蟹田線小国峠区間の道路整備に係る今年度の取組状況と今後の予定についてでございます。

当該区間については、今別町及び外ヶ浜町との勉強会や概略設計等の成果を踏まえ、今年度は新幹線トンネルとの隔離条件に関する鉄道管理者との協議、当該区間の道路構造や事故発生状況等に係る現状分析、概略設計における複数ルート案の課題整理などに取り組ましました。

これらの取組の結果、経済性や早期効果発現の観点から、一部現道区間の改良を含むバイパス案を最も有力な案として整理したところです。

先月十八日に開催した両町との勉強会では、今年度の取組内容について情報共有したところであり、今後、早期の事業化に向けて、勉強会等を通じた地元との合意形成を図りながら、調査、設計の熟度をさらに高

めてまいります。

次に、今冬の豪雪等を踏まえた道路除排雪の課題についてお答えいたします。

今冬は、青森市において、十二月二十七日からの十日間で百六十三センチメートルの降雪量が観測されるなど、短期間での集中的な降雪に見舞われたことで、特に生活道路を中心として除排雪作業に大きな影響が生じました。

雪は路線ごとに降るものではなく、まとまったエリアで降るものであり、今冬の豪雪対応を通じて、降雪エリアにおいて、効率的な除排雪を行うための道路管理者間の連携及び除排雪作業に大きな影響が生じた場合の広域的な支援などをいかに円滑に実施するかという点が課題であると認識しております。

続きまして、道路陥没事故を未然に防ぐための取組に関する質問のうち、路面下空洞調査の取組状況についてお答えいたします。

県では、道路陥没による第三者被害を未然に防止することを目的として、平成二十七年から令和元年度までの五年間で、県が管理する緊急輸送道路約二千キロメートルを対象とした路面下空洞調査を実施しました。

その結果、地下埋設物の破損による土砂流出を主な発生要因とする空洞で、比較的小規模な陥没の発生が懸念されるものが約百二十か所発見されたことから、令和二年度までに対策が実施されております。

このような状況を踏まえ、令和四年度からは、地下埋設物が多く存在している市街地区間、一巡目の調査で小規模の空洞が多く確認された波浪による侵食を受けやすい海岸部区間など、合わせて約四百キロメートル区間を対象として、二巡目の調査を重点的に行っています。

次に、県内の下水道管における老朽化対策の状況についてお答えします。

県内の下水道管の総延長約五千三百キロメートルのうち、標準耐用年

数の五十年を超える、いわゆる老朽管の割合は、令和五年度末時点において五・四％となっています。この割合は、平成三十年末時点の三・四％から二ポイント上昇しており、今後も増加していくことが見込まれています。

こうした中、下水道施設の老朽化対策を効率的かつ計画的に推進するため、各下水道事業者においては、下水道ストックマネジメント計画を策定しており、同計画に定めた点検方針に基づき、下水道管内部のテレビカメラ調査等を定期的に行っております。

また、同計画に位置づけられている要対策箇所総延長約十五キロメートルについては、各下水道事業者により管更生工法等による対策が行われております。令和五年度末時点で約三キロメートルの対策が完了しており、残る約十二キロメートルについても、順次対策が進められる予定となっております。

最後に、埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた県による下水道管の老朽化対策の取組についてお答えいたします。

今回の道路陥没事故を受け、国から全国の下水道事業者に対し、大規模な下水処理場に接続する大口径の下水道管を対象に緊急点検を行うよう要請があり、県内においては対象施設がなかったことから、当該要請に基づく緊急点検は行っておりません。

現在、県が管理する下水道管においては、下水道ストックマネジメント計画に基づく点検や管路改築等を行っており、今回の事故を受けて、来年度は交通量の多い幹線道路や交差点などの大規模な事故につながるおそれのある箇所等の下水道管について、重点的に点検調査を行い、必要に応じて対策を講じてまいります。

なお、国においては、今回の事故を受けて、施設管理の在り方等を検討する有識者委員会が開催されており、県としては、当該委員会の報告を踏まえ、国から事業者に対し、追加の方針が示された際には、その内容に基づき、適切に対応してまいります。

○副議長（寺田達也） 危機管理局長。

○危機管理局長（豊島信幸） 県として、半島地域における避難所環境整備について、どのように進めていくのかについてお答えいたします。

能登半島地震で生じた課題や実践された取組をまとめた国の報告書などを踏まえまして、県では青森県災害備蓄指針を修正いたしました。これに基づき、避難所環境の整備を進めてまいります。

具体的には、良好な避難所生活に必要な簡易ベッドやパーティション、プライバシーシート等を備蓄品目に追加するとともに、孤立が想定される地区内の避難所等に備蓄物資を保管することとし、関連経費を令和七年度当初予算案に計上したところでございます。また、避難所のトイレ環境を確保するため、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、トイレカーや自動ラッピングトイレを導入することとし、こちらについては令和六年度の補正予算案に計上し、本会議で御審議いただいているところでございます。

○副議長（寺田達也） 病院局長。

○病院局長（荒閑浩巳） 統合新病院に係る御質問二点についてお答えします。

まずは基本設計への現場の声の反映についてお答えいたします。

このことについては、現在の県立中央病院の整備に当たり、外来、入院、手術などの部門ごとに準備委員会を設置し、医療的観点からソフト面の検討内容をまとめ、設計に反映させたところであります。

統合新病院においてもこの方式を参考とし、医療的観点から検討、調整を行い、設計に反映させていきたいと考えております。

次に、資材高騰や人員不足による入札不調リスクを考慮して設計すべきについてでございます。

実施設計以降の発注方式については、従来の設計・施工分離発注方式のほか、設計・施工一括発注方式などがあり、それぞれにメリット、デメリットがあります。

まず、設計・施工分離発注方式は仕様発注となるため、発注者の意向が反映させやすく、一般的な手法ではありますものの、工事の入札不調によりスケジュールが遅延するおそれがあります。

一方、設計・施工一括発注方式は、発注者が求める構造物等の性能のみを規定して発注するため、発注者の意向が必ずしも反映しにくいものの、実施設計段階から工事施工者と契約することとなりますので、工事施工段階での入札不調リスクがなくなるものです。

このため、県では、受注者側の意向や動向等を把握した上で、受注者が参加しやすい条件の設定や発注方式の採用を行いたいと考えているところです。

○副議長（寺田達也） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 何点か確認の意味で再質問させていただきたいと思っております。

共同経営・統合新病院に係る整備場所の見直しに伴いまして、昨年の九月十六日の県知事と青森市長との合意を受けた課題解決のための具体策というものがございます。そこには様々、サンドームであるとか、スケート場であるとかも含めて、移転であるとか、課題が挙げられるわけですが、それらをどうするのかということについては、県と市がそれぞれ連携して取り組んでいくと。そのための検討会議を立ち上げるという趣旨のことが文書として、私も今手元に持って拝見しているんですが、どうも去年の九月を受けて、知事は十一月に、県庁内に対策を進める上での連絡体制をつくられました。

ところが、その後、これがどうなっているのかというのをいろいろ聞いて、窓口となっているのが地域交通・連携課のようですねけれども、なかなか思うように市との協議、検討というのがスピード感を持ってはなり得ていないような状況があるようでありまして、その辺はどうなっているのか県の認識をいま一度、率直に言っていると、市のほうからアンサーが今のところはないということのようでもあるんです。

ですから、これは知事からというよりは、むしろ副知事、副市長間で原課を含めて今後どうすればいいのかというのを調整されたほうがいいような気もしなくもないんですね。慎重にという一方で、スピード感を持つていろいろやっていかないと、関係する県庁内の組織の職員も大変困ることにもなりますし、市役所を相手として、共に連携して進めていくということでもありますので、この辺、そうした市との連携を速やかに、市の意向を確認する意味でも県から少し投げかけてみてはいかがかなと思いますが、どうでしょうか。すみません、突然のような話で恐縮ですが。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

青森市との関係でいきますと、青森市長と私自身、あるいは両副市長と両副知事という関係性の中では、様々と今後のまちづくりの方針について見通しを立てて議論を進めております。ただ、現状、公表とか、あるいは皆さんにお示しするところはまだ至っていないということで御理解いただきたいと思いますし、まずは今回の基本計画を確たるものにするために、三月十七日にある公聴会、それから三月二十三日にある対話集会ということは、まず私たちの一つの節目になると考えておりますし、段階を経て、そうしたまちづくりの方針等についても事務方の協議が進んでいくと思っています。県庁内の職員が困るということはないと私は認識しています。

○副議長（寺田達也） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） そうであってほしいんですが、そこで、先ほどちょっと触れましたが、今月一日、非公開で行われた地域住民の懇談会場で浜田中央公園の活用についての声も上がっているということ、これはある意味、まさに想定外というか、当初は絶対駄目みたいな話が出されていたのが、どうも状況が変わってきているかなと思いますので、今、知事がおっしゃられたように、今度、十七日に意見を聞きな

がら、場合によっては配置の在り方等も含めて、青森市とも再検討していただいてもいいのかもしれないし、先ほど来、議場でちょっと触れました課題となっておりますあすなろ療育福祉センターの取扱い、青森若葉養護学校の取扱い等々、懸案となっていることもこの際どうするかということも含めて、もし可能であればこの機会に整理をして、次につながる方向性を見いだしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

あと、先ほど知事からは、市との間でいろいろ確認はしているけれども、まだ公表に至る場面ではないということではあったんですが、壇上でも申し上げたとおり、関連予算が今回提案もされておりますし、令和六年度も続けてきた検討の会議もそろそろ最終結論を出して次につながるっていく場面でもありますので、せっかく定例議会、本会議を開いているこの機会に、考え方だけでも確認しておきたいと思います。

まず一つ、先ほど触れたスケート場ですけれども、これはアイスホッケー、フィギュアスケートを想定されているようですけれども、これについても青森市内の公有地への整備という考え方なのかなと私は勝手に思っている部分もあるんですが、そういうことでもいいのか。

もう一点は、同じくそれ以上の規模感となるであろう一軍の公式試合も想定しているボールパークについても、それ以上のか、一定程度の広さがやっぱり必要となりますと、公有地でそれだけの土地をととなると限られます。今まで統合新病院の整備場所のことも含めていろいろ検討する中で浸水想定区域を外すとなると、安田の総合運動公園等が第一案として考え得るのかなと青森市選出の議員としては思ったりもするんですけども、決定しないまでも、基本的には公有地を前提として青森市に整備するという考え方で進めようとしているということでしょうか。どうかについて確認しておきたいと思います。

○副議長（寺田達也） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） スケート場整備の基本的な考え方

ということになります。

現時点でどのような施設にすべきなのかといったことは、まだ関係者、それから利用者等の意見を聞いていない段階でございます。そうしたような施設にすべきかなどについて、現在の主な利用のされ方ですとか、関係団体などの意見を踏まえるほか、人口減少が進むことなど社会環境も十分踏まえて判断したいと思っております。そのため、現時点でどこにといったことは念頭に置いておりません。来年度中に基本計画としてまとめていきたいと考えております。

また、ボールパークの場所につきましても、青森市内でにぎわいや交流の拠点となり得る場所ということで考えているということは検討会議でも話をさせていただいております。そうしたことを踏まえて、現在、検討会議でボールパークが持つ機能とともに、整備場所の考え方といったことについても話し合っている段階でございます。機能などによって規模も、また、整備するふさわしい場所も変わると考えますし、まずは様々に御意見をいただいた上で、それを踏まえながら、どこに整備するのが適当なのか判断していきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 微妙な場面、このスケジュール感なのでなかなか難しいとは思いますが、会議を今までずっと積み重ねてきて、その会議の概要は目を通していただいて、そろそろ方向性を出さないといけない頃なんだろうなという思いもあつたものですからお尋ねしました。

日頃から私は、知事をはじめ、皆様方に議会との情報の共有、説明といることをつまびらかにしてほしいということをかねがねお願いしていることもありますので、この定例議会の中で何かしら、そうした考え方や、発信があるのかなと思ってもいたものですから、今日こういう質問をさせていただきました。定例議会を閉じて、会議が開かれて、年度内にいきなり場所が発表ということはよもやないとは思いますが

ども、できるだけ早め早めに進めていただきたいなと思います。最後になりますが、道路陥没事故を未然に防ぐための取組に関連しまして、県土整備部におかれては、カメラによる道路路面の異常の早期発見の取組を行っているかと承知していますので、この件についてお伺いしたいと思います。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 県では、今年度から全ての地域整備部において、道路点検業務の効率化や省力化を図る取組の一環として、道路パトロールカーにスマートフォンを搭載し、撮影した画像を基に、舗装の損傷度をAIが自動判定する新たな点検手法を導入いたしました。

この点検の導入により、通常の目視による道路パトロールでは見逃しやすい舗装面の初期段階のひび割れも識別することが可能となり、速やかに補修を行うことで、ひび割れの進行による穴ぼこの発生を抑制する効果や舗装の長寿命化等が期待されます。

○副議長（寺田達也） 三十分間休憩いたします。

午後三時三十三分休憩

午後四時再開

○議長（丸井 裕） 休憩前に引き続きいて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

二十八番齊藤爾議員の登壇を許可いたします。――齊藤議員。

○二十八番（齊藤 爾） 議長に登壇を許可いただきました二十八番自由民主党の齊藤です。所感を交えながら、通告に従い一般質問をさせていただきます。

冒頭少しだけ、大船渡市で続いている大規模火災に触れさせていただきます。

発生から一週間ほど経過した大船渡市の山火事は、平成以降で国内最大規模となり、今日現在、焼失面積二千九百ヘクタールを超え、市の面

積の九%にも及んでおり、四千人以上の方が避難生活を余儀なくされており、報道で目にしたのですが、東日本大震災で津波被害を受けた福祉施設が、今後、津波の被害を受けないように山側に移転したところ、山林火災によって避難しなければならず、対応に追われているとのこと、胸が痛む思いです。

青森県からも緊急消防援助隊が既に派遣され、現地において活動しており、昨日は緊急消防援助隊第三次隊百十九名が現地に到着したとのことで、今朝からの十六日ぶりの降水で火の勢いが衰えるのではと期待される中ではありますが、安全に十分な配慮の上、活動していただきたいと思っています。さらには、青森県としても可能な限りの支援をしていくべきと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

今年は、昨年の少雪から一転して過去に例を見ない豪雪であり、年末年始の大雪に始まり、その後も降り続き、除排雪作業も進まず、弘前市では積雪百六十センチに達し、観測史上最高を記録するなどし、県内各地において雪に対する県民の悲鳴が聞こえてきました。

三月四日時点の被害状況は、人的被害百七十四名、亡くなられた方が九名、重傷四十六名、軽傷百十九名、住家被害百二十四件、全壊四件、半壊七件、一部損壊百十一件、非住家被害三百二十九件、全壊八件、半壊六十九件、一部損壊百五十二件、住家、非住家を合わせると四百五十三件もの、これまでにない大きな家屋被害になっております。農林水産業被害は、判明分で約一億九千九百万円、パイプハウス倒壊は二百二十五棟と、これもまた大きな被害になっております。

今日三月五日は富士直治議員の誕生日でもありますけれども、春の季語としても使われる啓蟄です。二月も終わりを迎えた先週あたりからようやく暖気し、雪解けが進んできたように感じますが、消雪が進むにつれ、新たな農業被害も確認されてくると思いますが、その対応にはしっかりと早期に取り組んでいただくことをお願いさせていただきます。

質問の項目めは、地域の実情を反映した学校給食の無償化について

です。

令和六年度から創設された青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金は、様々な意見がありました。が、青森県内の全ての小・中学校での給食費の無償化を図るという全国的に見ても例のない取組で、これまで給食費の無償化がなされていなかった学校の保護者の皆様はもとより、多くの県民の理解が得られている事業であると思われま。

しかしながら、その交付単価は、令和五年五月一日時点の県内市町村平均学校給食費、保護者負担を基に算出され、交付額は、一食当たり小学校二百八十円、中学校三百十円とされています。全国的な食材などの物価高騰が著しい現状は今後も続くものと思われま。自治体によっては独自の乗せをしているところもあります。本県の先進的な取組が国策として全国に広まり、子育て環境の整備につながるべきであるとの考えから三点質問させていただきます。

一点目として、県交付金の単価の見直しについて、県の見解をお伺いいたします。

二点目として、県では、国策として学校給食費を無償化するよう国に対して積極的に働きかけていくべきと考えますが、その見解をお伺いいたします。

三点目として、国策として学校給食費の無償化が実施されるまで県交付金制度の継続をすべきと考えますが、県の見解をお伺いいたします。

質問の二項目めは、児童虐待防止についてです。

この質問はこれまで幾度か取り上げていただいておりますが、今回も質問させていただきます。

昨年一月に八戸市において五歳の女児が救急搬送され、搬送後死亡し、二月には、女児に冷水を浴びせて放置し、死亡させたとして二名が逮捕されるという痛ましい児童死亡事案が発生しました。その後の裁判の中で日常的な虐待も明らかに、一日一食しか食事を与えず、空腹から隠れて食べ物をお口にしようとした際には叱責し、暴行を加えるなど

の虐待のために、五歳だった女兒の体重は十四・五キロと三歳児の体重ほどしかなく、全身には新旧の多数の傷があったそうです。

以前にも指摘させていただきましたが、全国的に見ても児童虐待相談対応件数是一九九〇年の統計開始以来、減少することなく増加し続けており、その内容は、子供の前で家族に暴力を振るう面前DVなど心理的虐待が多くを占めており、警察からの相談件数が半数以上とされています。このような現状において発生してしまった八戸市の事件は大きく報道されるとともに、児童相談所の対応にも問題があったのではと指摘され、詳しく検証されていると聞き及んでいます。事件発生後一年経過し、検証も進んでいることから三点質問させていただきます。

一点目は、県内の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数についての推移をお伺いいたします。

二点目として、増加する児童虐待に対して、県ではどのように対応しているのかお伺いいたします。

三点目として、八戸市で発生した児童死亡事件の検証状況と、これまでの検証結果を踏まえた県の取組についてお伺いいたします。

質問の三項目めは、リンゴ生産の新たな担い手の確保についてです。

本県のリンゴ産業の歴史は明治時代初期まで遡りますが、本年は青森県にリンゴが植えられてから百五十年の記念すべき節目の年、青森リンゴ植栽百五十周年です。青森りんご植栽百五十周年記念事業実行委員会を中心に様々な事業を展開し、本県全体で盛り上げ、県内外においてさらなる情報を発信し、消費宣伝に努めていただきたいと思います。また、本年一月二十五日にはキックオフイベントも開催され、「青森りんごを「食べる」「見る」「楽しむ」「体験する」とのテーマで、多くの来場者に喜んでいただけたと聞き及んでいます。

このように、盛大に百五十周年を迎えた青森リンゴですが、その歴史は、病害虫、台風、凍霜害など、様々な苦難の歴史でもあります。ここ数年を見ても、高温障害、モモシंकイガの発生やマメコバチの減少に

よる着果率低下、豪雪による枝折れ被害と、毎年何かしらの大きな被害に見舞われております。リンゴ産業が本県の基幹産業として持続的に発展し、地域経済を支える柱の一つであり続けるためには、気候変化に対応した品種の開発や国内販売対策・輸出対策強化はもちろんですが、生産量の維持が必要不可欠であると考えます。

そこで、二点質問させていただきます。

一点目として、本県におけるリンゴの栽培面積及び農業経営体数の推移についてお伺いいたします。

二点目として、栽培面積・生産量維持に向けては、意欲ある企業がリンゴ産業へ新規に参入すべきとの考えから、県は参入促進に向け、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

質問の四項目めは、今冬の豪雪による市町村の雪捨て場への支援についてです。

冒頭に申し上げましたが、記録的な豪雪の今冬、様々な問題、課題が浮き彫りになってきたと思われます。その問題、課題の中で一番県民生活に直結するのが除排雪であろうと思います。青森県と青森市が管轄を越えて効率的な除雪作業を目指すスクラム除雪の取組や、青森県主導で市町村の枠を超えた除排雪支援マッチングの取組、これらの柔軟な取組は、検証の上、ぜひ今後も実施すべきであると思います。

地元の弘前市は積雪寒冷地域に指定され、シーズンの累計降雪量は平年値で六百七十九センチに及び、特に豪雪と呼ばれる平成二十三年度は六百九十七センチ、平成二十四年度では七百七十センチもの累積降雪量を記録しており、本年も六百三十センチを超えています。例年、排雪の運搬先として主に四か所の雪置場を運用していますが、そのうち市の所有している雪置場は一か所のみであり、残りの三か所は青森河川国道事務所より岩木川河川敷を占用させてもらい、運用しています。今冬の豪雪により、雪置場周辺は運搬車両で大渋滞し、市民生活に大きな影響を及ぼしていました。さらには、雪置場の容量不足や四月末までに消雪す

ることが河川占有条件となっており、この費用が財政負担となっていることも指摘されております。

これらのことを踏まえ、新規の雪置場整備により分散配置がなされ、渋滞緩和により市民生活の利便性向上や河川占有条件である消雪の費用が縮減されるとの観点から、国と県が行った市町村の雪捨場への支援の取組について伺いいたします。

質問の五項目めは、中南地域の都市計画道路の整備についてです。

都市計画道路三・三・七号弘前黒石線の富田三丁目地区から主要地方道岩崎西目屋線に接続する市道富田樹木線ほかの整備についてです。

青森県に対する令和六年度弘前圏域八市町村の重点要望事項によりまずと、本路線は、国道七号から県道石川土手町線交差点までを県事業により施工済みであります。当該交差点から主要地方道岩崎西目屋線に接続する区間については未施工となっており、歩道も未整備な上、交通量も多く、常に渋滞が発生しております。

さらには、令和四年四月に開院した弘前総合医療センターに対しての西目屋村、旧岩木町、旧相馬村などの西側地区からのアクセスが脆弱な状況となっている上に、慢性的な渋滞により救急搬送が困難であるため、搬送にかかる所要時間が増加する状況です。防災、減災の面において、災害医療拠点である弘前総合医療センターの西側道路である本路線は、唯一緊急輸送道路に指定されておらず、災害発生時においても脆弱な状況です。当該地域の整備に当たっては、交通量が多いことに加え、人家が密集し、河川と鉄道の横断、市街地でありながら起伏の差が大きなど、高度な技術が必要とされるほか、多額の事業費が見込まれています。これらの課題に加え、本路線整備における効果として、災害発生時の防災力の向上、物資輸送の強化、救助・救急、消防活動の円滑化、弘前総合医療センターのさらなる活用推進による津軽地域保健医療圏の二次救急体制の強化が図られ、地域や産業の振興により、圏域内の連携強化につながるとされております。

今冬の豪雪によっても車両のすれ違いにも支障を来し、歩行者にとつては危険極まりない状況を鑑みると、弘前市民にとりましては、一刻も早い道路整備を望む箇所であることから、一点質問させていただきます。

都市計画道路三・三・七号弘前黒石線の早期整備に係る弘前市からの要望に対する県の対応について伺いさせていただきます。

質問の六項目めは、岩木山火山防災に係る対策の推進についてです。

二〇一四年九月二十七日、長野県、岐阜県の県境に位置する御嶽山が平常とされる噴火警戒レベル一の段階で突如として噴火し、死者五十八名、行方不明者五名の最悪の火山被害になりました。この火山被害を受け、当時、岩木山火山防災について質問させていただきましたが、いまだ対応が進んでいない状況ですので、再度取り上げさせていただきますと思います。

岩木山は、現在、噴火の兆候は見られず、穏やかに美しい姿を私たちに見せています。しかしながら、御嶽山のような突発的な噴火などが発生した際に、山頂付近の三か所の山小屋では、退避し、身を隠すには十分な広さがなく、噴火に対しての強度も不足しており、残念ながら登山客や観光客の安全な退避場所となっていないのが実情です。さらには、これらの退避ごう、退避舎の整備にはヘリコプターでの資材運送など多額の経費がかかることから、市町村単独での整備が困難な状況となっております。国による消防防災施設整備費補助金がありますが、整備、改修を進めるに当たって補助率の低さが支障となっております。さらには、山頂付近の監視が不十分であり、噴火時における円滑な避難誘導の遅延が懸念されております。

そこで、二点質問させていただきます。

一点目は、火山が噴火した際の避難施設である退避ごうや退避舎の整備を促進するためには、国の補助金拡充を求め、早期に整備すべきと考えますが、県の見解をお伺いいたします。

二点目として、岩木山の監視体制強化のため、山頂付近に監視カメラを設置する必要があると考えますが、県の見解をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 齊藤爾議員にお答えいたします。

私からは、まず、学校給食費に係る県交付金の単価の見直しについてお答えいたします。

令和六年度の青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の交付単価は、令和五年五月一日時点の県内市町村の平均単価を用いており、小学校二百八十円、中学校三百十円としております。

令和七年度の交付単価については、令和六年十月一日時点の平均単価が食材価格の高騰等により三十円程度上昇していることを踏まえ、臨時的に小学校三百十円、中学校三百四十円に引き上げるものであります。

次に、県では、国策として学校給食費を無償化するよう、国に対してどのように働きかけてきたのかについてお答えいたします。

県では、学校給食費をはじめとした子育て費用の無償化については、全国一律の制度として国が行うべきとして、これまで国への重点施策提案や全国知事会を通じて、また、三原じゅん子子ども家庭庁担当大臣にも直接提案、要望してきたところであります。

次に、国策として学校給食費の無償化が実施されるまで県交付金制度を継続すべきとの御質問にお答えいたします。

県としては、国による早期の実施を要望しながらも、今後各市町村における学校給食費の無償化の取組を支援するため、交付金制度を継続していきたいと考えております。

続きまして、リンゴ産業への企業参入の促進に向けた取組についてお答えいたします。

生産者の高齢化や労働力不足が進む中、今後も本県リンゴ産業の維持、発展を図っていくためには、現在、産地を支えている生産者を守り

つつ、企業等も新たな担い手と位置づけ、参入を促進していく必要があると考えております。

このため、県では、企業が園地整備などを行う際に国庫事業の活用を促すほか、原料の安定確保が課題となっている加工事業者を対象に、次年度からリンゴを自社生産する取組を支援していくこととしております。

あわせて、首都圏の企業が従業員を生産現場へ派遣、出向させる試験的な取組や、人事担当者等を対象としたモニターツアーを実施することなどにより、リンゴ生産への参入拡大につなげてまいります。

こうした取組により、日本一のリンゴ産地としての生産量と世界トップクラスの品質を堅持し、今後も国内外の消費者の期待に応えていきたいと考えております。

続きまして、国と県が行った市町村の雪捨て場への支援の取組についてお答えいたします。

私は、一月四日の豪雪対策本部の立ち上げと同時に、その後に想定された雪捨て場の不足に備え、特に降雪量が多かった津軽地域での候補地調査を全部局に指示いたしました。

その後、国からの協力も得ることができ、一月八日時点で、国及び県が管理する敷地計二十四か所、約二十二万二千平方メートルを候補地として選定し、関係市町村に対して速やかに情報提供を行っております。

これを受けて、雪捨て場が不足していた弘前市、黒石市、平川市及び板柳町の四市町において、国及び県の管理敷地計六か所、約六万三千平方メートルが雪捨て場として利用されております。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 増加する児童虐待への県の対応についてお答えいたします。

県では、増加する児童虐待相談に迅速かつ丁寧に対応するため、児童

相談所に配置する児童福祉司と児童心理司を増員してきているほか、児童虐待に対応する職員への職場内研修の実施や外部研修への派遣など、人員体制の強化と専門性の向上を図っております。

また、事件性が疑われる事例への対応や警察との連携強化のため、警察本部からの出向職員を中央、弘前及び八戸の児童相談所に各一名配置しているほか、法律に関する専門知識を必要とする事案への対応のため、嘱託弁護士を中央及び八戸の児童相談所に各一名配置するなど、体制強化に努めております。

○議長（丸井 裕） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 児童虐待の防止について二点お答えいたします。

まず、県内の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数の令和元年度からの推移についてです。

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和元年度が千六百二十件、令和二年度が千七百四十九件、令和三年度が千六百九十三件、令和四年度が二千三十九件、令和五年度が二千四百十四件となっており、全国と同様に増加傾向にあります。

次に、八戸市で発生した児童死亡事件の検証状況と、これまでの検証状況を踏まえた県の取組についてです。

令和六年一月七日に八戸市で発生した女兒の死亡事件について、県では、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、青森県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会において、事実関係の確認と関係機関の対応に関する問題点、課題の分析、再発防止策の検討を行っております。

児童処遇部会の検証において、児童相談所職員は虐待通告を受けた場合、四十八時間以内に子供の目視確認を行い、子供の生命が危険と判断した場合は子供の一時保護を行うなど、迅速な対応が求められております。また、虐待通告件数の増加や保護者との感情的な問題などにより、職員は常に高度なストレスにさらされていることが課題の一つとして

挙げられております。

このため、県では、令和七年度において、児童の一時保護に係る移送業務の外部委託やタブレットアプリを活用した相談記録の迅速な情報共有等を行うこととしており、児童相談所職員が相談対応する環境の整備を進めていきたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本県におけるリンゴの栽培面積及び農業経営体数の推移についてお答えいたします。

本県におけるリンゴの栽培面積は、国の作物統計調査によると、昭和六十三年以降減少しており、十年前の平成二十六年では二万千ヘクタールであったものが、令和六年は一万九千八百ヘクタールとなっております。

また、販売目的でリンゴを栽培した経営体数は、農林業センサスによると、平成二十二年が一万五千四百八十経営体、令和二年が一万四千六百六十四経営体となっており、十年間で二六％減少しております。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 都市計画道路三・三・七号弘前黒石線についての御質問にお答えいたします。

当該路線のうち、未整備区間である市道富田樹木線については、弘前市から、令和四年四月に開院した弘前総合医療センターへの交通ネットワーク向上のほか、交通渋滞の解消と歩行者の安全性確保が図られること、圏域内の東西アクセス性の向上による連携強化につながることも等が期待されるものとして、県事業による整備を要望しております。

一方で、当該要望区間については、人家が密集しているため、大規模な移転補償が発生すること、急勾配区間及び橋梁架け替えといった技術的な課題等があることなどから、これらを順次整理するため、県と市で勉強会を開催しているところです。

今年度は、県においては交通量調査や交通解析を、弘前市においては

地元の意向調査をそれぞれ進めており、引き続き、調査結果を踏まえた上で課題への対応を整理し、今後の進め方について検討してまいります。

○議長（丸井 裕） 危機管理局长。

○危機管理局长（豊島信幸） 岩木山火山防災に係る対策について二点お答えいたします。

まず、避難施設である避難ごうや避難舎の整備に係る国の補助金の拡充についてでございます。

火山噴火に備えた避難ごうなどの整備につきましては、国はその費用に對しまして三分の一の補助をしております。また、このうち、火山活動が活発な火山に對しましては、国が指定することによりまして、補助率を二分の一に引き上げられることとなっております。

避難施設の整備には一定の時間が必要であり、計画的な整備が求められるところでございますが、全国的に整備が進んでいないというのが現状でございます。

こうした状況を踏まえまして、県も参画しております全国組織「火山防災強化推進都道県連盟」では、避難ごうなどの施設の整備について、国に對してさらなる財政支援を毎年度要望しているところでございます。

続きまして、岩木山の山頂付近への監視カメラの設置についてでございます。

岩木山の監視体制等について、気象庁では、監視カメラの設置につきましては、山頂が含まれる想定火口域内に噴気活動を伴う火口等がないということから、想定火口域全体を監視できる山頂の南東約四キロの地点にこのカメラを設置し、監視しております。

このほか、火口付近に微小な火山性地震を観測するための広域帯地震計を設置しているほか、山体周辺に地震計、傾斜計、空振計、そしてGNS観測装置等を設置するなどして、仙台管区気象台が二十四時間体

制で常時観測・監視しており、他の火山と同等の対応をしているところでございます。

○議長（丸井 裕） 齊藤議員。

○二十八番（齊藤 爾） 御答弁をいただきました。ありがとうございます。順次意見、そしてまた、再質問させていただきたいと思っております。

まず、学校給食費についてですが、小・中学校とも一食当たり三十円プラスということで、弘前市の場合ですと、おおむね追加負担分をカバーしているということで、非常に評価できる事業であろうと思います。ただ、今後とも、食材費の高騰等はまた考えられますので、その際には柔軟に對應していただきたいということを申し述べさせていただきます。

児童虐待については、近々検証結果がしっかりと発表されるやに聞いております。こういった中身が出てくるかは分かりませんが、結果を注視したいなと思いますし、出てきた検証結果について各児童相談所にしっかりと落とし込んで、虐待が少しでもないような形で對應していただきたいと思っております。

都市計画道路三・三・七号ですが、やっぱり今年は豪雪で本当にひどかったんですね。道路の質問というのは初めてさせていただきました。市と県が今勉強会を開いて今後の方針を決定していくという方向でございまして、一日も早い早期の整備というものを要望させていただきます。

火山防災ですが、気象庁が二十四時間体制で監視しているということですが、監視して何かあったときに、周辺自治体であったり、登山者であったり、そういった方にその情報をどうやって素早く伝えていくのか、その方法についてお伺いさせていただきます。

○議長（丸井 裕） 危機管理局长。

○危機管理局长（豊島信幸） 気象庁では、先ほど申し上げました二十四時間の観測・監視体制を踏まえまして、レベル一からレベル五の五段

階の警報、予報を発表いたします。岩木山をはじめ、県内の三つの常時観測火山の現状はいずれもレベル一、噴火予報、活火山であることに留意とされており、まずはレジャー等で訪れる方々は、この活火山が静穏な状況であっても活火山であるということに留意して立ち入っていただきたいと思います。

こうした上で、気象庁から噴火警報等が発表された場合でございますが、県をはじめ、防災関係機関は、当該情報の発表を広く住民等に周知することとしております。

登山者等に対しては、防災行政無線やラジオ、緊急速報メールのほか、火山の周辺地域のスピーカー等によりまして登山道の規制の実施や早期下山を呼びかけます。こうしたことにつきまして、県内の三つの常時観測火山それぞれの避難計画に定めているところでございます。

○議長（丸井 裕） 齊藤議員。

○二十八番（齊藤 爾） 理解いたしました。

最後の再質問なんですが、企業のリングオ参加についてです。

今は高密度栽培ということで非常に収益性がいいと。それで企業が参入しようという意欲が大変大きくなっております。

そこで、新規参入において地域に格差があることが分かりました。青森市の区域で新規参入しようとすれば、認定農業者等々を取ればできるわけですが、主産地である弘前市を含む平川市も、藤崎町とかも、その地域においては、認定農業者を取っただけでは参入できないんですね。二年間のその地域における生産・販売実績がなければいけないという縛りがあります。これは内規だそうで、必ずしも正式な縛りではないわけですが。その産地協議会における内規で縛っておりますし、弘前市等の地域では新規の企業参入が非常に遅れておりますし、弘前市等の地域での参入を断念し、青森市区域に園地を求めるというケースが多々ございます。

御存じのとおり、弘前市等の地域というのは一番の生産地でありま

す。その生産地が恐らく園地も一番減っている状況であろうかと思えます。園地をしつかり確保していくためには、その縛りを、規制を撤廃し、参入を——そこだけ容易にしろというんじゃないんですね。青森市と同等にしていたきたい。これをなぜ県に申し上げるかというところ、弘前市等の地域の果樹産地協議会の構成員として県も入っております。よって、このことを撤廃していただきたいという思いを込めまして、撤廃しないと国の事業も使えないんですね。

そこで、リングオの改植等を支援する国の事業について、地域によって採択要件が異なるため、企業が活用できない事例がありますが、県はどのように対応するのかお伺いさせていただきます。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 当該事業は、生産者、市町村及び関係団体で構成する産地協議会が策定した産地計画において、担い手として定められたものが支援対象となります。

今回の事業は、産地協議会が産地計画の担い手要件を国の基準より厳しく設定、運用していたため、一部の企業が事業を活用できなかったものと聞いております。

県といたしましては、産地計画の策定などを定めた農林水産省生産局長通知において、当該事業の取組が円滑かつ的確に推進されるよう指導等を行う立場にありますので、当該産地協議会に対して、国の要件を満たし、参入を希望する企業が事業を活用できるよう指導、助言を行ったところではあります。

○議長（丸井 裕） 齊藤議員。

○二十八番（齊藤 爾） 再度確認させていただきます。つまり、弘前市を含む果樹産地協議会において、今後、二年間その地域における生産・販売実績がなければ担い手として認定されないという規制を撤廃したということでしょうか。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 県が指導した結果、当該産地協議会において、国の担い手要件より厳しい条件で行っていた運用を改め、国の要領に基づく内容に産地計画を見直す予定であると伺っております。

○議長（丸井 裕） 齊藤議員。

○二十八番（齊藤 爾） 予定は未定ということもありますが、しっかりと対応していただけるものと理解させていただきます。これでようやく弘前市等の地域にも高密植栽培の企業参入の道が開けたと思います。ここで皆さんは止まっているんですね。ここで諦めているんです。ぜひこのことをしっかりと実現していただきたいと思います。

以上です。

○議長（丸井 裕） 以上をもって本日の議事は終了いたしました。

明日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十三分散会